

ICOMOS JAPAN INFORMATION

JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01	From the President／Yukio NISHIMURA
英語サマリー／内藤秋枝ユミイザベル 02	Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA
吉田靖先生訃報 追悼文／益田兼房 03	In Memory of Prof. Sei YOSHIDA／Kanefusa MASUDA
2018年次第3回拡大理事会報告(9/15)／狩野朋子 04	The Executive Board Meeting 15th September 2018／Tomoko KANO
日本イコモス国内委員会研究会報告(9/15)	研究会「ICOMOSを知る、参加する:ISC/国内小委員会の活動」／EPWG有志 08
Report of the ICOMOS Japan Seminar 9/15	“About ICOMOS, learn and participate: activities of ISCs and National Subcommittees”／EP Working Group
日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞2018	ICOMOS Japan Awards and ICOMOS Japan Encouragement Award, 2018
「日本イコモス賞2018」等の授与について／荻谷勇雅 13	The conferment of the “ICOMOS Japan Awards 2018”／Yuga KARIYA
一般社団法人設立に伴う新しい組織体制／尾谷恒治 14	The new organization of ICOMOS Japan as a General Incorporated Association／Koji OTANI
「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産登録までのプロセスについて／長崎県世界遺産課 15	“The Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region”: the process of its inscription as World Heritage／Nagasaki Prefectural World Heritage Division
百舌鳥・古市古墳群へのICOMOSミッション／岡田保良 16	The ICOMOS mission to the Mozu-Furuichi Kofun, Ancient Tumulus Clusters／Yasuyoshi OKADA
「ICOFORT国際会議2018in彦根」報告／三宅理一 17	Report of the “ICOFORT International Conference 2018 in Hikone”／Riichi MIYAKE
文化庁の組織再編および文化財保存活用大綱等についての説明会報告／山田幸正 17	The explanatory meeting on the reorganization of the Agency for Cultural Affairs and its Fundamental Principles for the conservation and use of cultural properties／Yukimasa YAMADA
文化庁50周年への思い The 50th Anniversary of the Agency for Cultural Affairs (ACA): reflections	文化庁50周年に思うこと／西村幸夫 19
A few thoughts on the 50th anniversary of the ACA／Yukio NISHIMURA	文化庁ルネッサンスへの期待／崎谷康文 19
Wishing for a renaissance of the ACA／Yasufumi SAKITANI	文化財庭園の現場とともに／尾崎博正 20
With the worksites of cultural property gardens／Hiromasa AMASAKI	この時代に期待する文化庁による観光立国への貢献／西山徳明 21
ACA's contribution to the success of Japan as a tourism-nation: what can one expect in the current context／Noriaki NISHIYAMA	文化行政を見つめ、伝える／柳澤伊佐男 21
The administration of cultural affairs, watch it and communicate it／Isao YANAGISAWA	文化財行政の今後について－国際的視点から／稲葉信子 22
The administration of cultural properties, hereafter – from an international viewpoint／Nobuko INABA	文化庁50周年に寄せて／矢野和之 23
With respect to the 50th anniversary of the ACA／Kazuyuki YANO	
シンポジウム	「文化遺産国際協力のかたち－世界遺産を未来に伝える日本の貢献－」／岡田保良 24
Symposium: “Forms of International Cooperation –Japan's contribution toward passing on World Heritage to the future –”／Yasuyoshi OKADA	講演会「スペインの木造建築遺産－その保存と修理」の開催／マルティネス アレハンドロ 25
Lecture: “The wooden architectural heritage of Spain – conservation and repair”／Alejandro MARTINEZ DE ARBULO	石見銀山・大森 第2回町並み討論集会／大國晴雄 26
The 2nd Machinami Discussion Meeting of Oomori, Iwami Ginzan Silver Mine／Haruo OOGUNI	J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS—TOKIO 展覧会・シンポジウム実施報告／長谷川香 27
Report on the Exhibition and Symposium “J. Sakakura Architecte Paris—Tokio”／Kaori HASEGAWA	新入会員の声 Voices from New Members 29
大島一朗／向井純子	事務局日誌 Diary 30

10期 — 12号



2018.12.12



前野まさる 画

はじめに
西村幸夫

2018年9月12日付けで一般社団法人日本イコモス国内委員会の登記が行われました。このことは本誌にも本年度第3回の拡大理事会における報告事項として記載されています。また、法人登記に関して尽力していただいた本会会員で弁護士の尾谷恒治氏の報告記事として前号でも紹介されています。

永年の懸案であった法人化がここに成しとげられたことは、まことに喜ばしいことです。これで、日本イコモス国内委員会は法人として雇用や不動産の賃貸、さらには種々の委託業務など民事上の契約が可能となることになりました。しかし、同時に経理や監査についてこれまで以上の厳密な履行が求められることになり、組織としての体力を要求されることにもなります。

また、新しい定款が国際イコモスにも認められました。新しい定款では新しい日本イコモスの英語名を短く ICOMOS Japan と決めました。また、国際学術委員会 (ISC) に対応する国内学術委員会 (NSC) を正式に位置づけ、今後、会員の皆様に NSC の活動に積極的に参加していただくべく、参加の意向調査等を計画しているところです。

今後とも、一般社団法人日本イコモス国内委員会のご支援をよろしくお願い申し上げます。

Contents of this Volume in Brief ICOMOS Japan Information 10-12

By Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

With sincere regrets we learned that Professor Sei Yoshida passed away last October; among others we remember his major contribution to the survey and designation process of folk residential built heritage throughout Japan.

In Japan— The ICOMOS Japan Seminar was organized by the working group of Emerging Professionals: a selected number of representatives of ISCs and NC Subcommittees presented their activities, empowering future active participation by EPs to diverse branches of the committee's work. // This year's ICOMOS Japan Awards are conferred to initiatives especially noted for the way they nurtured cooperation and awareness for heritage amongst owners, custodians, citizens, and experts; we would like to call on members for ever more varied candidates for the next cycle.

World Heritage— As the Hidden Christian Sites of the Nagasaki region were inscribed after a successful process of dialogue with ICOMOS, we hope it may set example for other prospective sites. // The ICOMOS mission to the tumuli of Mozu-Furuichi provided the opportunity for stakeholders to reexamine the specifics of the sites' protection measures and its authenticity. // Some 30 years after national designation and a decade of World Heritage status, the residents of Omori in Iwami Ginza Silver Mine gathered again to share experiences that made its success as a living historic environment and pass on a common vision to future decades.

International— ICOFORT chose Hikone to meet and discuss the protection and use of fortified castles and towns; it was a first for the Asian and Japanese viewpoints to be so well represented at the ISC's

center of debate. // The symposium organized by JCIC-Heritage aimed at discussing the qualities and the current context of Japan's international cooperation for cultural heritage; participants came to share the understanding that both general environment and human resources issues needed to be tackled with resolutely. // During a stay in Tokyo the IIWC president made a lecture about repairs of Spanish wooden built heritage based on examples from his work experience; discussion followed with viewpoints drawn to attempt a comparison of Spain and Japan in applying the principles of the ISC; a successful chapter to deepen exchanges between the two countries. // The exhibition and symposium about the work of J. Sakakura provided the opportunity to experience the architectural space of one of Japan's leaders in modernism, to advocate for this architectural style to gain a wider understanding, so as to contribute in stopping it from disappearing fast.

ACA and the administration of cultural properties in Japan— The Agency's 50th anniversary coincides with a year of changes: major amendments to its base law and its application as well as a restructuring of the organization in view of partial relocation; general guidelines for the conservation and use of cultural properties are being drafted to support local administration bodies come under a decentralized and yet common initiative – ICOMOS Japan vows to stay committed in the process, so that the legacy of decades in heritage administration may yield its best. // Any anniversary is a good time to retrospect and prospect: members from a variety of disciplines and degrees of co-working reflected on ACA's past achievements and their hopes for future directions.

ICOMOS Japan also, will soon be turning a page in its institutional history: its re-organized structure and operational bodies are explained for the membership to refer to.



吉田靖先生訃報 追悼文

益田兼房

10月中旬にイコモス事務局に、ご親族からの退会の連絡があり、すでに葬儀も済まされておられるとのことで、詳細は不明とのこと。この世からの消え方がいかにも吉田さんらしく、あっさりと洒脱な感じがする。1931年8月生まれと手元の建造物保存技術者名簿にあるので、10月ご逝去とすると享年87才となる。品川区上大崎のお屋敷に住み、東大建築学科建築史研究室・同大学院博士課程の出身で、文化財保護委員会（後、文化庁）建造物課では調査部門一筋の調査官、その後奈良国立文化財研究所建造物室長を経て、建造物課長時代にはネパールなどでの海外技術協力事業をはじめ、鑑査官を務められた。私は1982年から同課員となり、町並み保存などで教えを受けた。定年退職後は主に東京電機大学で奉職され、その後は奥様との世界各地への旅行を楽しんでおられた。

吉田さんの最大のご業績は、日本の全国的な民家調査事業推進とその成果を受けての重要文化財指定であり、奈文研時代に全国の民家平面形式等の分布と年代変化を豊富なデータでまとめられた博士論文が、分厚い奈文研研究報告として発行されている。1950年代から始まった全国的な民家建築調査研究運動に学生時代から参加され、66年開始の全国的な県単位の民家緊急調査補助事業のため、調査指針となる「民家のみかた調べかた」（文化財保護委員会監修、第一法規出版、1967）の作成にも関わられた。

著書には、写真が素晴らしい「日本の美術 No.60 民家」（吉田靖編、至文堂、1971）、「民家と町並み」（吉田靖監修、山川出版社・文化財探訪クラブ5、2001）などがある。愛機リンホフと三脚を担いで撮影された全国各地のみごとな民家や町並み集落の写真は、伊藤ていじ氏の「日本の民家」（美術出版社、1962）などで広く活用された。特に、南西諸島徳之島花徳や母間の分棟型茅葺き民家集落景観や、奄美大島大和浜の茅葺き高倉群の写真は迫力がある。今や日本国内では絶滅したが、太平諸島各地には類似の集落が

残っており、日本の文化的基盤を考える上で貴重な証拠写真となっている。謹んで、ご冥福をお祈り申し上げます。

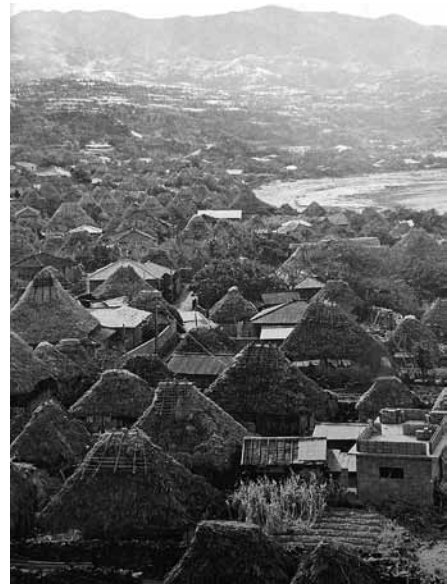


写真1 吉田靖撮影 徳之島花徳集落



写真2 吉田靖撮影 徳之島母間集落

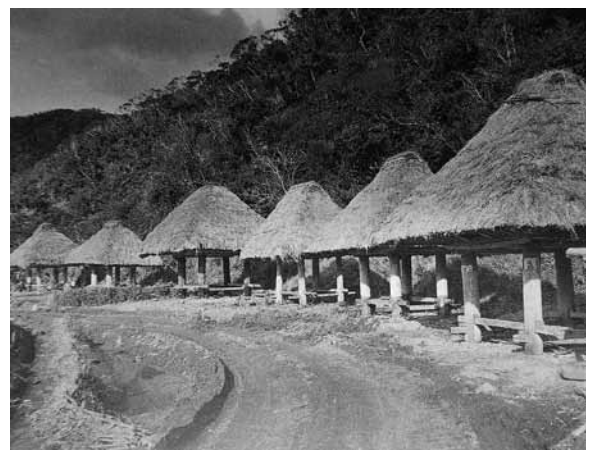


写真3 吉田靖撮影 奄美大島大和浜高倉群

2018 年次 第 3 回 拡大理事会報告

2018 年次第 3 回拡大理事会が去る 2018 年 9 月 15 日（土）13 時半から 15 時半まで、岩波書店一ツ橋ビル、地下 1 階会議室で開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：岡田保良、荻谷勇雅、理事：内藤秋枝ユミイザベル、岸本雅敏、友田正彦、花里利一、増井正哉、益田兼房、宗田好史、山田幸正、山名善之、事務局長：矢野和之、監事：崎谷康文、杉尾邦江、岩淵聡文、大野渉、石崎武志、三宅理一、岩崎好規、幹事：館崎麻衣子、尾谷恒治、狩野朋子、山田大樹、事務局：常木麻衣の 25 名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

刊行物の報告

1. インフォメーション誌 10 期 11 号の刊行について
2018 年 9 月 12 日付けで刊行されたインフォメーション誌（全 32 頁）の内容について、簡単な紹介が山田理事よりなされた。

審議事項

1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員 2 名の入会が承認された。

個人会員 2 名

氏 名	所 属	専門分野	推薦者
大島 一朗 (おおしま いちろう)	日本電産株式会社	産業遺産	伊東 孝・ 種田 明
向井 純子 (むかい じゅんこ)	Rimo Associates	建築・ ブータン文化遺産	河野俊行・ 益田兼房

日本イコモス国内委員会 会員数（今回の入退会者を含む）

個人会員 467 + 2 = 469 名

団体会員 3 団体

維持会員 18 団体

学生会員 2 名

2. 建築都市保存再生学特別研究会共催について

京都工芸繊維大学大学院建築学専攻 KYOTO Design Lab から、「建築都市保存再生学特別研究会」を開催するにあたり、共催名義使用許可を得たい旨の連絡があったことが、矢野事務局長より報告があり、これを承認した。

協議事項

1. イコモス本部からの検討事項

10 月 2 日（火）から、イコモス・パシフィカのシンポジウムと、アジア太平洋の地域会合が Fiji の Suva で開催される（URL: <https://www.aicomos.com/>）。日本から日本イコモス代表として参加できる方は、事務局へ連絡を頂きたい旨、西村委員長が周知された。

2. 会費滞納者の対応について

一般社団法人後の会費滞納者の対応について、2 年滞納した場合は本部登録を抹消されることが報告された。日本イコモスの登録について協議した結果、未納分の完納を受けて再入会とすることとした。



報告事項

1. イコモス本部からの問い合わせ：九州地方の豪雨による文化遺産の被災状況について

6月～7月における九州地方の豪雨による文化遺産の被災状況について、本部から問い合わせがあり、琉球王国のグスク及び関連遺産群、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群等について、レポートを作成して報告をする旨、西村委員長より報告された。その他、9月の台風や大雨の被害を受けた京都や奈良の世界遺産等についても調査を行い、まとめて被災状況を報告し、サポートする必要があることを宗田理事が指摘された。

2. 国際 ICOMOS 2018 年次総会のお知らせ

ブエノスアイレスにて、ICOMOS 2018 年総会が開催（日程：2018 年 12 月 4 日（火）～8 日（土））されるので、参加希望者は事務局へ連絡されたい。

【シンポジウム】

日 程：2018 年 12 月 7 日（金）

場 所：ラ・プラタ（ブエノスアイレス近郊）

テーマ：「持続可能性：文化遺産と持続可能な発展」

“Sustainability: Cultural Heritage and Sustainable Development”

参加予定者：河野俊行、西村幸夫

投 票：Election of the National Committee and Scientific Council Officers & President and Vice President of the Advisory Committee, 2018-2021, Buenos Aires, Argentina, 4-6 December 2018. ※本人＋委任状は3票可能

3. 一般社団法人日本イコモス国内委員会設立について

2018 年 9 月 12 日（水）に一般社団法人日本イコモス国内委員会が設立（登記申請）した旨、尾谷幹事より報告された。今後は、（新法人）一般社団法人日本イコモス国内委員会の各種規定等を理事会で定め、来年 3 月 21 日開催予定の新イコモス第一回総会にむけて作業を進めていく。なお、旧日本イコモスは、12 月 15 日に開催予定の理事会ならびに総会にて解散の決議を行うこととなる。また、会員の所属は 1 月より新法人へ移行される。

（関連記事 本誌 14～15 頁）

4. 2018 年度日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞受賞者について

2018 年度日本イコモス賞受賞者 2 名、日本イコモス奨励賞 1 名を下記の通り決定したことが、荻谷選考委員長より発表された。2018 年度の授賞式は、12 月 15 日（土）15 時 15 分から東京文化財研究所セミナー室にて実施され、受賞者よりスピーチを頂く予定である。

「日本イコモス賞 2018」受賞者

- ・松隈章氏（一般社団法人 聴竹居倶楽部 代表理事）
— 木造モダニズムの傑作「聴竹居」に対する長年の保存活動と研究・著作実績—
- ・加藤友規氏（植彌加藤造園株式会社 代表取締役社長）
— 文化遺産としての日本庭園の保全研究とその活用についての現代的方策と実践—

「日本イコモス奨励賞 2018」受賞者

- ・恵谷浩子氏（奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室 研究員）
— 文化的景観の調査研究・普及・保全に関する取り組み—

なお、自薦・他薦問わず、イコモス賞等への応募

のハードルが高い可能性があることが、今後の課題として指摘され、積極的な参加を実現するための方針を検討する旨、荻谷選考委員長より報告された。

(関連記事 本誌 13 頁)

5. 熊本地震被災文化財支援特別委員会の活動について

熊本在住の日本イコモス会員 5 名に加えて会員以外の協力者が精力的に復興活動に取り組んでおり、熊本地震被災歴史的建造物等復旧支援に対する日本財団の助成も再延長することになったと、矢野事務局長より報告された。本特別委員会の活動は、歴史的建造物を救うためにはどのようなスキームで何を発動すべきかを実態に即して提案することを目的としている。そのために、熊本地震後に何が起きたのかをヒアリング調査やアンケート調査で明らかにしようとしており、公費解体や被災証明などの問題についても検討している。

6. 奈良公園内の整備事業のその後の動きについて

名勝奈良公園内の 2 カ所において奈良県が進めている宿泊施設を含む整備事業に対して、本年 2 月に日本イコモス国内委員会から提言書を受けた後の進捗状況等について説明したい旨の連絡が奈良県よりあったことが矢野事務局長と増井理事から報告された。拡大理事会のメンバーで日程調整して説明会を実施することとなった(11 月 8 日(木)午後 7 時より開催された)。

7. 国際学術委員会 (ISC) 報告

◆ ISCARSAH (Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage)

北海道胆振東部地震被災状況について、石造やレンガ造の建築が被災しており、構造的な詳細な調査が必要である旨、花里主査より報告された。災害が文

化財にどのように影響したか、また被害が避けられた建造物の理由などについて、過去の取り組みなどを事例として取り上げながら情報共有を行った。今後は、国内各地の災害を対象にして、文化遺産の被災に関する研究会を提案したいと考えている。

8. 小委員会報告

◆第 17 小委員会 (遺産保存のための地盤及び基礎)

京都南禅寺水路閣問題について、実際の変状とコンサルタントの結論との矛盾点を指摘したが、現状では京都市がコンサルタントの結論を受け入れつつあることを懸念している旨、岩崎主査から報告された。またバヌアツ岩絵洞窟保存問題について、洞窟地震に関する保存の協力依頼を受けている。その他、地盤工学会全国大会(7 月 24 日実施)の実施、イコモスイランとイラン政府文化観光庁の要請で International Training Program(10 月 19 日～21 日)の講師として参加予定であること、アンコールワットの西参道修復において、第 1 期工事はオリジナルに基づく修復がされたが、第 2 期では逆 L 型鉄筋コンクリート擁壁による修復が開始されること等が報告された。名古屋城天守復元の問題については、2019 年に調査研究センターが設置されるとのことであるが、熊本城の修復でも明らかにされたように考古学、歴史、構造等の専門家の Joint と積極的な意見交換が必須であることが指摘された。

◆第 20 小委員会 (ブルーシールド)

益田主査より、若手の参加を実現するために、主査を崎谷監事をお願いしたい旨が報告された。また日本ブルーシールドジャパンをどのように作るかに関して、まずは体制強化を検討していく。

◆第 21 小委員会 (彦根 IcoFort)

< IcoFORT 国際会議 2018 in 彦根 > が 10 月 23 日(火)～26 日(金)に開催される旨、三宅主査より報告された。ここでは、2018 年次総会ならびに学術会議を実施して、城郭、要塞、軍港、古戦場その



他の軍事に関わる施設や戦跡についての歴史的評価、遺産としての価値づけ、保存活用などをめぐる議論を行う。国宝彦根城をめぐる他、世界の近世城郭をテーマとした記念シンポジウムと展覧会も同時開催する。中国や韓国からの参加者が多数とのことである。

9. 日本イコモスパートナーシップ事業について

館崎幹事より、山口県岩国市の錦帯橋が、パートナーシップ事業を提携したため、下記のICOMOSカードが有効なパートナーシップ施設に追加されると報告された。

①岩手県：毛越寺、中尊寺 ②群馬県：富岡製糸場 ③東京都：国立西洋美術館 ④富山県：相倉民俗館 1号館・2号館、五箇山塩硝の家、五箇山民俗館 ⑤長野県：茅野市尖石縄文考古館、松本城 ⑥岐阜県：和田家 ⑦愛知県：犬山城 ⑧滋賀県：彦根城、彦根城博物館 ⑨京都府：二条城、仁和寺、舞鶴市立赤れんが博物館、舞鶴引揚記念館 ⑩大阪府：堺市博物館 ⑪兵庫県：姫路城 ⑫奈良県：薬師寺 ⑬島根県：石見銀山資料館、石見銀山世界遺産センター、国指定重要文化財熊谷家住宅、武家屋敷旧河島家 ⑭広島県：厳島神社、太田家住宅

10. 後援依頼について

前回理事会以降、日本イコモス国内委員会宛の後援依頼は下記の通りであり、これらを承諾した。

■ [展示] 建築家・坂倉準三 パリ－東京：生き続ける建築

[シンポジウム] 建築家・坂倉準三 パリ－東京：パリ万国博日本館の建築精神

日時：[展示]

2018年9月6日（木）～9月30日（日）

[シンポジウム]

2018年9月25日（火）15:00～17:30

主催：「J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS – TOKIO」実行委員会

■文化遺産国際協力コンソーシアムシンポジウム

「文化遺産国際協力のかたち－世界遺産を未来に伝える日本の貢献－」

日時：2018年10月8日（月・祝）13:00～17:00

主催：文化遺産国際協力コンソーシアム

■第41回 全国町並みゼミ長野松代・善光寺大会

「町並みを守って歴史文化のまちづくり～次世代へ・未来へ、伝える・つなぐ～」

日時：2018年11月16日（金）～18日（日）

主催：特定非営利活動法人 全国町並み保存連盟

■広瀬鎌二 生誕100年記念展 第1回 SH+ 01

日時：2018年11月22日（木）～26日（月）

主催：広瀬鎌二アーカイブズ研究会

11. 会費納入状況について

・2018年度分は429名が納入済み。未納38名。

・滞納者数：2017年～27名、2016年～13名、2015年～8名、2014年～4名、2013年～3名／467名

※なお、会費滞納者は、一般社団法人への移行ができなくなるため、ご注意いただきたい。2018年1月に法人への移行のお知らせ及び滞納金額を通知したので、未納の場合は大至急お支払いいただきたい。

以上

（記録：狩野朋子）

**日本イコモス国内委員会研究会報告(9/15)
研究会『ICOMOSを知る、参加する:
ISC/国内小委員会の活動』**

EPWG 有志

9月15日の拡大理事会後の研究会では、EPWG(若手専門家作業部会)の企画で標記研究会を実施した。日本イコモス国内委員会にはすでに460名を超える会員があり、各国際学術委員会(ISC)や国内小委員会に会員が参加して活発な議論が行われている。

ISCはICOMOS設立当初から設置されていたわけではなく、文化財保護の考え方の発展や課題にあわせて派生し、各ISCが中心となって憲章等が作成されてきた。本研究会では、まず設立されてから50年余になるICOMOSとISCおよびその憲章の発展について西村委員長よりご説明いただいた。さらに、日本国内の文化財保護に関するタクスフォース的な意味合いが強い国内小委員会の位置付けについても、日本イコモス全体の体制改編の説明と併せて矢野事務局長よりご説明いただいた(関連記事 本誌14~15頁)。

各ISCおよび国内小委員会の活動については、インフォメーション誌等を通じて報告されているものの、そもそも各委員会の成り立ちやメンバー構成、現在の議論の中心的議題など、各委員会を概観的に知る機会が一般会員向けにあまりなかった。そこで本研究会では、今後ICOMOSの活動に積極的に参加しようとする(EPメンバーを含む)ICOMOS会員に向けて、各委員会の概況について、各代表から説明をいただいた。

EPメンバー内では本研究会の映像記録や既往憲章等をクラウド共有しており、EPWGがICOMOSの活動への参加起点として機能できればと考えている。EPの活動にご興味ある方は、ぜひご連絡下さい。

以下、各発表の概要についてEPメンバーより報告する。(※特記なき項については文責：山田大樹)

● ICOMOS の成立と 50 年間の軌跡

発表者：西村幸夫 委員長

ICOMOSは、それぞれの国を代表した部分と専門分野を代表した部分という二重性を持った組織である。国境を越えた文化財保護の活動は、“歴史的建造物の保存・修復”と“専門家の育成”という二つのアプローチで1920年代より徐々に広がった。その流れを受け、ICOMOSはヴェニス憲章を基本的理念とし、1964年に設立された。ICOMOSは当初、ある地域の文化的文脈の視点とともに人類共通の遺産としての国際的な視点を合わせて憲章を採択することが重要な役割であった。また、1972年の世界遺産条約の採択に伴いICOMOSは、IUCNとICCROMとともにUNESCOの世界遺産委員会の諮問機関として位置づけられた。さらに、1990年代では、多様化した世界遺産を位置づける枠組みを提供することがICOMOSの役割として加えられた。また、紛争による破壊や開発圧力に対して、ICOMOSとしてどのように対応するかは大きな課題である。日本は、国際ICOMOSにおいて二度のガッツーラ賞の受賞や奈良文書、奈良+20等に代表されるよう、ある程度の貢献ができている。

筆者の感想としては、国を越えた文化財保護の難しさや国際機関としての複雑な現状が大変興味深く、今後のEPの活動を具体的に考える良い機会であった。

(本項文責：小堀貴子)

● CIAV (Vernacular Architecture)

発表者：山田幸正 日本代表

CIAVは、フランス語で“Comité International d'Architecture Vernaculaire”の頭文字。CIAVの目的は、ヴァナキュラー建築を特定し、研究し、その保護と保全を促進すること。CIAVは1976年に発足し、2017年9月現在で52カ国128名が参加している。日本からは1996年より参加が始まり、同年大河直躬氏をヴォーティングメンバーとし、前野まさる氏、石井昭氏が年次会議に参加している。続いて、2000年から2010年までは前野氏が、2011年以降は



山田氏がヴォーティングメンバーを、また大野敏氏が2000年からアソシエイトメンバーを務めている。主な活動としては“Charter on the Built Vernacular Heritage”を1999年のメキシコ総会で採択している。また、CIAVのニュースレターの継続的発行、情報交換を主目的とするCIAVの年次会議が開催されているが、近年のCIAVの国際会議は他ISC（ヴァナキチャー建築と関連する土や石の建築、木の委員会等）との共催とするなど、戦略的な交流を図っている。

CIAVでも若手登用の議論があり、現在若いメンバーがFacebookページの設置やHPの刷新を担っている。

● CIIC (Cultural Routes)

発表者：大野渉 メンバー

「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」を有するスペインのICOMOSメンバー及びスペイン政府が中心となって設立された比較的新しい国際学術委員会。文化的景観に関する憲章のとりまとめに取り組み、2008年にICOMOS総会で文化の道に関する憲章が採択された。本委員会に参加するにあたっては、同憲章に示された文化の道の考え方を理解することが求められる。特に、文化的景観と混同しないよう注意することが求められる。スペインがこれまで中心的な役割を担ってきたこともあり、スペイン語圏のメンバーが多く、スペインで委員会が開催されることが多いこともあり、会議もスペイン語を第一言語として行われている。日本からの参加者は、ヴォーティングメンバーの杉尾邦江氏と、投票権を持たないメンバーの大野氏。

María Rosa Suárez-Inclán氏（スペイン）が委員長として長く務め憲章のとりまとめ等に尽力したが、現委員長はCecilia Calderón-Puente氏（メキシコ）。毎年1回委員会を実施しており、参加者が関わっているCultural Routesについて発表が行われ、情報交換が行われている。

欧州、南米（Camino Real、インカの道）のような文化の道をもたない、アメリカやオーストラリアか

らは、ルート66やカンガルールート（カンタス航空による歴史的な世界一周航空路）といったHistoric Roadsという概念、カテゴリーが提案されている。

（本項文責：宮崎彩）

● ISCARSAH (International Scientific Committee for Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage)

発表者：花里利一 日本代表

1980年代にヨーロッパを中心として学術的な動きが活発になり、また実務においてはアテネ憲章やベニス憲章に基づく修復が進められる中で、文化遺産建築物の構造に関する国際的な指針をつくらうという気運が高まり、1996年にイタリアのGiorgio Croci氏が初代委員長となって立ち上げられた。日本からは日高健一郎氏がヴォーティングメンバーとして参加し、第一回の委員会が1997年の3月に開催され、その後は年2回の年次会議を開催して現在に至っている。

委員会の目的は、国際的なガイドラインをつくることであり、初期はRecommendation (Principles and Guidelines)の作成を行い、2001年に策定した。2003年のジンバブエ総会において、このうちのPrinciples（原則）がICOMOS憲章として制定されている。現在の委員会メンバーは、執行役員6名とエキスパートメンバーが数十人、その他にアソシエイトメンバー、コレスポンディングメンバーなどで構成されている。現在の委員長は、トルコのGorun Arun氏が務めている。エキスパートメンバーについては、それぞれの専門分野を登録したデータベースがつくられており、これが頻繁に運用されている様子は実際にはないものの、実務等で国際的な問題が起こった場合のマッチングシステムが構築されている。

活動内容は、第一にガイドラインのreviewとreviseがあり、第2回のreviseが現在行われているところである。その他の活動としては、定期的にニュースレターを発信しウェブでの公開や、日本における建築文化遺産の構造に関する問題等を報告書

や会議の場を活用して国際的に発信し、情報交換をすすめている。また、国際会議の後援や ISCARSAH トレーニングコースを最近始めている。さらに、国際標準化機構 ISO による国際規格の一つとして、“Bases for design of structures — Assessment of existing structures”があり、その付録に Heritage structures を付け加える支援も行ってきた。

年次会議を日本で開催する可能性があり、その折には EP メンバーにも参加してもらい、ISCARSAH の活動を広げていけたら良いと思っている。

なお、花里氏の発表の中で、ガイドラインの第 1 回目の revise 作業において日本から「可逆的 (reversible) な補強」をガイドラインに入れたいと提案したところ、ヨーロッパ側から認められず、審議した結果、reversible ではなく「removable な補強」が望ましいということになったといったエピソードも聞くこともできた。

(本項文責：横内基)

● ICUCH (International Committee on the Underwater Cultural Heritage)

発表者：岩淵聡文 日本代表

1991 年に「国連海洋法条約」と UNESCO の「水中文化遺産保護条約」が準備段階に入ったことを契機に、同年に ICUCH が創立された。その後、“Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage (水中文化遺産保護条約)” は 2001 年に採択され、20 カ国以上の批准をもって 2009 年に発効した。ICUCH は当初より、UNESCO の「水中文化遺産保護条約」に準拠した形で動いており、ICUCH の柱は、同条約を基礎とした水中文化遺産の保護活動、保護運動の啓蒙、水中文化遺産の周知などである。

ただし、日本は「水中文化遺産保護条約」を批准していない。UNESCO の「水中文化遺産保護条約」の海域区分は「国連海洋法条約 (1994 年発効、日本は 1996 年批准)」に依拠しているため、同条約では領海内、接続水域内、排他的経済水域内、公海下などの文化遺産保護が謳われている。しかし、日本の「文化財保護法」は領海 12 海里内にのみ適用されるとい

う政府見解があるため、接続水域、排他的経済水域、公海下にある水中文化遺産の保護を規定した国内法はなく、批准の際にはこうした国内法を整備する必要がある。さらに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により文化財行政は地方公共団体単位となっているが、地方公共団体の権限が領海 12 海里にまで適用されるということを明示した国内法は一切ない。唯一ある法律が「海岸法」で、「海岸法」は汀線から 50m までにのみ地方公共団体の権限がおよぶという規定となっている。このような国内法の問題というのも EP メンバーにはぜひ知ってもらいたく、また検討して頂きたい。

本年 4 月の ICUCH の年次総会以降に急浮上してきた問題に、現在準備期間に入っている「国連の持続可能な開発のための海洋科学の 10 年 (2021 年 -2030 年) / UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development (2021-2030)」への対応がある。ここでの「SDGs (持続可能な開発目標) 17」に対する積極的な関与が、UNESCO から求められている。「SDGs (持続可能な開発目標) 17」には、「14：海の豊かさ (marine resources) を守ろう」というものがある。ここでの “marine resources” には、当然のことながら、水中文化遺産も含まれてくる。海面上昇がこのまま進めば、潮間帯にある水中文化遺産が失われていくことになり、今それが大きな問題となってきた。例えば、1968 年に日本初の水中文化遺産として国史跡となった和賀江島は、このまま海面上昇が進めば、大潮の干潮時に現在見られる姿が失われてしまう可能性がここにきて急速に高まってきている。東京海洋大学大学院は、中東を除くアジアでは「UNESCO 水中考古学大学連携ネットワーク」にも唯一参加している。このネットワークを通じて、UNESCO と国連から国連海洋会議への対応として、海洋環境と水中文化遺産の問題への日本の主体的寄与が求められている。ぜひ、EP メンバーの方々の積極的な参加をお願いしたい。

(本項文責：横内基)



● ISCS (STONE)

発表者：石崎武志 日本代表

1967年からISCSがフランスを中心として発足、1972年からは4年に1度国際会議を開催している(前回はイギリス・グラスゴー。次回は2020年にドイツ・ゲッティンゲンにて開催予定)。2008年からは米国イェール大学のステファン・シモン氏が委員長を務めており、2012年からは石崎氏が副委員長を務めている。現在、ヴォーティングメンバーは23名(日本からは石崎氏)、エキスパートメンバーは69名、アソシエイトメンバーは30名である。

ISCSの大きな成果の一つとして、2001年から10年ほどかけて石造文化財の用語集を作成し、各国の言語にも翻訳している。この用語集は、各国国際会議の報告等と共にホームページ(<http://iscs.icomos.org/index.html>)に掲載されている。ISCSはヨーロッパ中心であるが、日本やアジアからの発信も期待されており、2001年から副会長を務めていたのが西浦氏であったため、タイとカンボジアで視察ツアーを開催している。

ISCSの国内委員会に関しては、別途集まる機会を得るのは難しいため、主に日本文化財科学会の開催時に集まっている。関心のある若い方からもメールアドレスを聞いており、何か会議等の情報があればメールで知らせている。EPにも積極的に参加してほしい。

● ISC20C

発表者：山名善之 メンバー

DOCOMOMOは1988年から活動を開始していたが、ISC20Cは2005年の西安総会時に設立された。活動の成果として2011年に作成したマドリッド文書があるが、20世紀建築遺産は主に使い続けながらの保存が前提のため、変化を容認しようという議論が続けた。変化がどこまで許容されるか、インテグリティの考え方の観点からマドリッド文書の見直しを行い、2017年のデリー総会にて、マドリッド-ニューデリー文書として書き直された。

山名氏は、昨年期までISC20Cの副委員長を務め、

マドリッド文書の作成時においても中心的な一人として活動していた。現在のヴォーティングメンバーは豊川斎赫氏である。

日本の国内委員会の活動として、昨年度末に20世紀遺産として20件を選定した。DOCOMOMOでもISC20Cでも近代の建築遺産が中心になるが、20世紀遺産としては選定対象を広げ、新幹線や土木工作物等も選定した。

ISCでの直近の議論としては20世紀の建築家による建造物のシリアルノミネーションがある。フィンランドの建築家アルヴァ・アールトが設計したサナトリウムが世界遺産の暫定リストに挙がっているが、ICOMOSよりシリアルノミネーションで進めるよう指摘を受け、2018年からアールトの作品群をシリアルで世界遺産へ登録する動きが始まっている。

20世紀遺産は、そもそも文化遺産なのかという根源的な問があり、それゆえに文化遺産として認められる前に破壊されるという問題がある。「これは重要な遺産なのだ」という警鐘を、ヘリテージアラートとして鳴らす必要があるが、誰がどのような責任を持ってアラートを鳴らし、きちんと成就させるのかということが課題である。個人がヘリテージアラート案件をISCに持ち込むと混乱するため、NSCが完全に責任をもって持ち込むことになっている。今後、NSCとISCがどう連携していくかは大きな課題である。

● 第8小委員会 (バッファゾーン)

発表者：崎谷康文 主査

第8小委員会は、平成19年3月の発足以降、我が国の世界遺産を含む文化遺産の保護をより適切に行うために、我が国の制度や運用における緩衝地帯(バッファゾーン)の在り方について議論を続けている。メンバーは崎谷主査、西村委員長、矢野事務局長他、16名ほどで、平成28年7月に第一段階の成果となる「日本の世界遺産の保護施策の充実のために～バッファゾーンをめぐって(予備的提言)」を第8小委員会として公表している。

以下、筆者感想であるが、世界遺産リスト記載時に

バッファゾーンの設置が明確に義務付けられたのは2005年のオペレーショナルガイドライン以降であるように、バッファゾーンは比較的近年言及され重視されてきたもので、文化的景観等や眺望景観など世界遺産や文化財保護全体の理念の変化にも関係している。また、今後の文化財保護法の改正に関して、環境保全の在り方が検討課題となっている。「バッファゾーンの議論は幅広い分野に影響を及ぼす課題であるため、各専門分野のEPがこの議論に意欲的に参加していくことを期待している」との主旨の言葉が印象深かった。

●第16小委員会（コンサベーションアーキテクト）

発表者：矢野和之 主査

日本では、今後、従来の木造文化財建造物に加えて煉瓦や鉄骨、コンクリートなどの材を用いた近現代の文化財建造物が増えると考えられるため、それらについても正しく修理・活用を行っていくことのできる人材を育成する必要がある。そこで、第16小委員会では、他国、特にヨーロッパなどのコンサベーションアーキテクトについて調査・研究を行い、日本における修理建築家や修理技術者育成のための道筋を見出したい。加えて、現在国内で活躍している地域の文化財建造物に関する専門家であるヘリテージマネージャーに注目し、その技術面でのさらなる養成について検討する。また、文化財建造物の修理以外に、活用に向けての研究も行っていきたい。

なお、熊本地震後現在まで活動を休止している状態であったが、再始動を予定している。

（本項文責：白木ひかる）

●第18小委員会（文化的景観）

発表者：大野渉 メンバー

文化的景観国際学術委員会“The International Scientific Committee on Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA”は、1971年に設立された歴史のある委員会であるとともに、ICOMOSの中でも非常に活動的な委員会の1つである。

当初は、“International Scientific Committee on

Historic Gardens”という名称で、ヴェルサイユ宮殿の庭園で有名なフランスをはじめ、スペイン、イタリアからイランまで多様な国の歴史的庭園に関わる専門家が参加し、歴史的庭園を中心に扱っていたが、世界遺産条約において“Historic Gardens”が“Cultural Landscapes”の1つとして捉えられるようになったことを受けて、現在の名称に変更され、現在では歴史的庭園以外の文化的景観についても広く扱っている。

当初のメンバー国や委員長は欧州が多く、男性委員が多かったが、現在ではアフリカを除くほぼ全ての地域からの参加があり、女性委員が多くなっている。委員長は、以前は欧州メンバーが務めることが通例だったが、前委員長はオーストラリア人（Steve Brown氏）、現在はアメリカ人（Patricia O'Donnell氏）が務めている。庭園やランドスケープアーキテクトではなく、文化人類学の専門家も加わるなど、多様性が広がっている。

委員会の協議事項は、かつては、フィレンツェ憲章に関する議論や、オペレーショナルガイドラインに文化的景観をどう位置づけるか、といった大きな議論も多かったが、最近では各メンバー国の歴史的庭園・文化的景観の保全状況や世界遺産についての情報交換、議論が中心となっている。

第18小委員会については、石井幹子氏が幹事となり、具体的な日本国内の事例「皇居外苑の歴史的文化的景観としての保全」に関する日本イコモス提言のとりまとめを行った。

（本項文責：桑原佐知子）



日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞2018 「日本イコモス賞2018」等の授与について

荻谷勇雅

日本イコモス国内委員会は、創設以来5回目となる2018年度の日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞の授与について、選考委員会（荻谷勇雅、前田耕作、岸本雅敏、高崎康隆、田原幸夫）を6月16日の第1回委員会を皮切りに何度か開催し、その選考結果を9月15日の理事会に提出して承認を受けた。そして、受賞理由や写真をまとめて広報資料を作成し、10月19日に文部科学記者会に届けるとともに、同日に日本イコモス国内委員会のHPでも公表した。

今回、日本イコモス賞を授与する松隈章氏は「聴竹居」を中心とする様々な近代の歴史的建造物を対象に、加藤友規氏は「無鄰庵」をはじめとする南禅寺界隈の別荘庭園群を対象に、調査研究、保存・管理・活用を続けてきた。いずれも日本近代の文化遺産の保存・活用、環境との共生、所有者・管理者・市民等と専門家とのコラボレーション、保存・保全の技術の発展等に寄与するとともに、それらについて様々な情報発信し、文化遺産の保存と活用に対する一般の関心の高揚に大きく貢献していることから、

今回はこのお二人に日本イコモス賞を授与することとした。

日本イコモス奨励賞を授与する恵谷浩子氏の文化的景観に関する一連の業績は、氏が所属する奈良文化財研究所景観研究室による文化的景観の調査、普及活動を10年余にわたって牽引してきた成果である。様々なフィールドワーク、ワークショップ等の開催、多くの書籍・パンフレットの発行などにより、文化的景観についての一般の関心と理解の深まりに大きく貢献している。

授賞式は本年12月15日の日本イコモスの総会に引き続いて行うこととしている。また、授賞式の後、3氏のスピーチが予定されている。

なお、今回も残念ながら候補者の自薦・推薦が多かったとは言えない。この表彰制度の発展は、いうまでもなく、自薦・推薦の内容と数にかかっている。来年度に向けて、会員の皆さんのさらに積極的な関わりをお願いしたい。



日本イコモス賞 2018 松隈章氏



日本イコモス賞 2018 加藤友規氏



日本イコモス奨励賞 2018 恵谷浩子氏

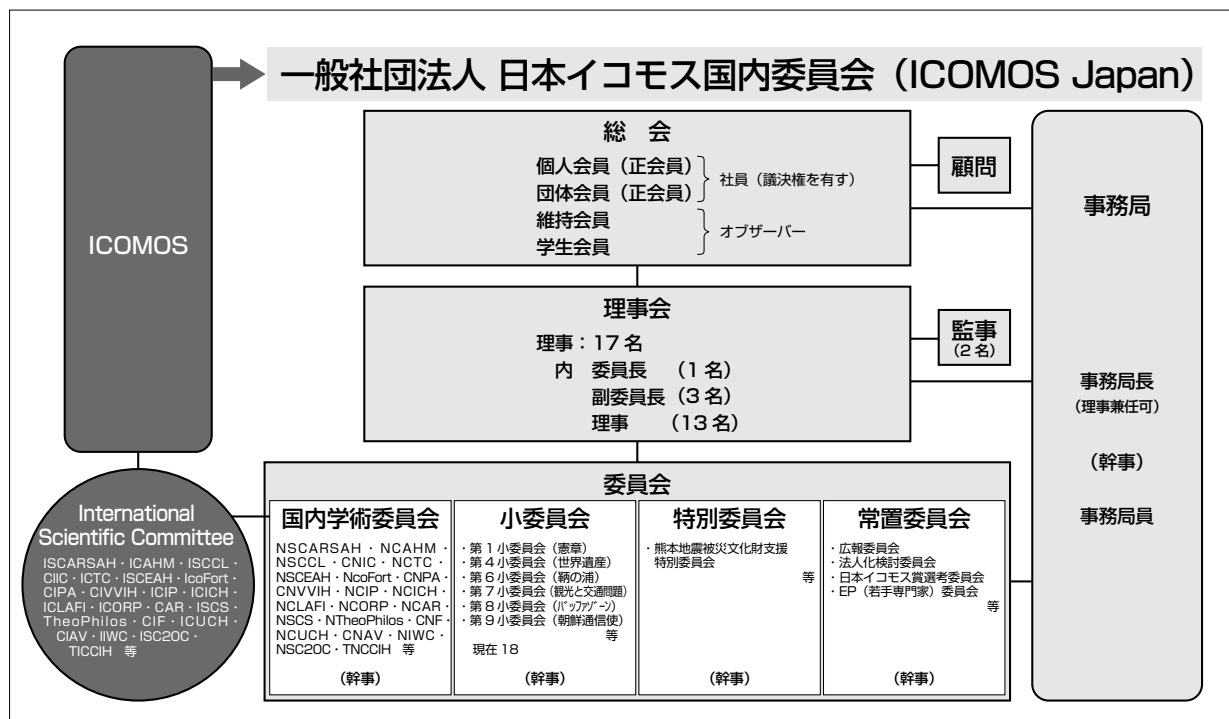
一般社団法人設立に伴う新しい組織体制

尾谷恒治

日本イコモス国内委員会は、長年にわたって任意団体として活動してきたが、2018年の総会をもって一般社団法人に移行することを予定している（以下「新法人」という）。新法人に移行した場合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）が定める規律に従う必要がある他、各種委員会の位置づけが不明確な点もあったことから、組織体制の整理を行った。

新法人の機関は、社員総会＋理事＋理事会＋監事からなる。社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議する。例えば、理事・監事の選解任、定款の変更、各事業年度の事業報告・決算の承認などである。定時社員総会と臨時社員総会の2種類あるが、従来と異なり、定時社員総会の開催は3月となる。新法人では、正会員（個人会員・法人会員）が社員として社員総会において議決権を行使する資格を持つ。また、正会員はICOMOS総会に出席

する権利を持ち、ICOMOSが定めた人数の範囲内で委員長の指定により、ICOMOS総会で投票権を持つことになる。正会員以外の維持会員・学生会員は議決権を持たないが、オブザーバーとして社員総会に出席することは可能である。理事会は、すべての理事（3名以上17名以内）で構成し、新法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督等を行う。また、監事（1名以上2名以内）を置き、理事の職務執行の状況を監査するものとしている。代表理事（1名）は、理事の中から理事会において選定され、委員長に就任する。委員長は、副委員長（3名以内）を理事から指名する。委員長は、法人を代表し、業務執行をする他、ICOMOS諮問委員会の委員に就任し、ICOMOS本部との調整に当たることを定款で定めた。これは国際組織であるICOMOSとの関係性を明確化するためのものである。役員（理事・監事）の任期は、2年である。再任は連続して4期を超えることはできないが、事業の安定性・継続性の確保のため、委員長に限って、その就任から連続して4期は理事に就任できるものとしている。以上の他、特に新法人の発展に寄与した個人会員については、社員総会の決議により、顧問とすることができる。



新法人組織図



理事会には、小委員会・国内学術委員会・常置委員会・特別委員会の他、監事を置くことができるものとした。小委員会は、専門技術的事項を調査研究することを目的とする委員会である。従来の第1小委員会（憲章）・第4小委員会（世界遺産）などをそのまま移行し、18の小委員会を設置する予定である。国内学術委員会(National Scientific Committee/NSC)は、ICOMOS国際学術委員会(International Scientific Committee/ISC)との連携等を図るために新たに置く委員会である。これは新法人に移行するにあたって、国際組織であるICOMOSとの関係性を改めて整理するために設置したものである。常置委員会は、これら委員会以外で新法人の目的を達成するために常置する委員会であり、広報委員会、日本イコモス賞選考委員会、EP（若手専門家）委員会などからなる。これに対して、特別の任務を実施するためテンポラリーに設置される委員会として特別委員会を位置付けることとした。また、委員長は、理事会の承認を得て、これら各種委員会を補佐するために幹事を選任することができるものとした。

新法人では、新法人の機関及び各種委員会を支える事務局についても定款で位置付けを明らかにした。事務局長及び所要の職員を置くものとし、事務局長は委員長が理事会の承認を得て任免することとなる。

以上の組織体制は、いずれも新法人の定款で定められているので参照されたい。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 世界遺産登録までのプロセスについて

長崎県世界遺産課

6月30日、バーレーンで開催された世界遺産委員会において、全ての評価項目が良好であるとして「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録が決定した。今回、推薦書作成にあたりイコモスと行った「ミッドストリーム・プロセス」についてご紹介する。

本資産は、当初「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として、2015年ユネスコに推薦書が提出され、16年の登録が期待されていた。

事態が急変したのは、この年から審査過程の透明性を図るため導入された、推薦国も同席したイコモスパネル及びその後のイコモス中間報告だった。イコモスから、潜在的な価値は認められるが、価値の証明が不十分であり、「登録延期」相当との厳しい指摘があり、また同時にイコモスは速やかな再推薦に向けた助言を行う準備があることも伝えられた。寝耳に水の評価であり、すぐに県で対応を検討したが、結論は簡単には出る筈もない。そもそも、審査過程の見直しの初年度であり、イコモスパネルの審査過程における位置付けも分かっておらず、追加情報等により評価が再検討されることがあるのか、またイコモスが指摘した「禁教期に焦点をあてるべき」の解釈など情報分析もできていなかった。

文化庁や日本イコモスなどから情報収集していくと、今後イコモスの評価が見直される可能性が極めて低いこと、イコモスからの助言は世界遺産委員会での審議後又は推薦取り下げ後でなければ行えないことなど、本県にとっては厳しいものばかりであった。世界遺産委員会において、本資産の価値を丁寧に説明し理解を図り登録を目指すことも考えないではなかったが、本資産にとってどのような選択が一番良いのかを考え、最終的には関係区市町の「最短かつ確実に登録する」という決断のもと、16年2月、一旦推薦を取り下げ、イコモスの助言を得ながら、最短のスケジュールで推薦書の再提出を目指すことになった。

再推薦には、OUVや構成資産の選択など推薦書の抜本的見直しが必要であることは明らかだったが、最短な登録のためには次年度の国内推薦決定を得なければならず、それまでにはわずかに半年しか時間がないため、すぐにイコモスとアドバイザー契約を結び、新しい推薦書作成を始めた。助言を行うイコモスの体制はアドバイザーと呼ばれる取りまとめ役1名、現地を調査するミッションエキスパート2名、事務局1名であったが、基本的にはアドバイザーと

県がスカイプで協議を行い、イコモス事務局、文化庁、県学術委員会委員も同席するという形で行った。

アドバイザーとは何度も協議を重ね、禁教期の歴史や潜伏キリシタンの風習などを丁寧に説明し、互いの歴史認識の違いなどを少しずつ埋め、課題を一つずつ整理していった。また現地調査で来日したミッションエキスパートとは、市町担当者とともに最大の懸念事項とも言える構成資産の選択について、夜遅くまで議論を交わした。残念ながら2つの構成資産を除外することになったが、専門家同士がしっかりと意見を交えることができたからこそ、最後には双方が納得することができたと感じている。

一部にはイコモスの言いなりになったという声も聞こえてきたが、決してそのようなことはない。互いの主張を認め合いながら、「対話」を重ね、双方が納得できる内容に到達し「イコモスミッドストリームレポート」がまとめられた。既にレポートはユネスコ世界遺産センターにより公開されているので、説明は割愛するが、大変短い期間で双方が納得できる内容にまとめていただいたイコモスには深く感謝している。

今年の世界遺産委員会においても、諮問機関の勧告が委員会の審議で覆る場面を目にしたが、これから推薦する国々とイコモスの「対話」がさらに進むことにより、推薦書作成側と諮問機関双方が納得しあえた資産が多く世界遺産として登録されることを祈念する。

百舌鳥・古市古墳群へのICOMOSミッション

岡田保良

今年9月中旬、目下世界遺産リスト記載への審査途上にある「百舌鳥・古市古墳群」は、イコモス本部派遣の評価ミッションを現地に迎えた。調査員はフィリピンのサント・トマス大学で文化遺産の保全を専門とし、東大に在籍したこともあるという研

究者。折り悪く台風の接近に遭遇したため関西空港には到着できず成田着の来日となり、視察現場には樹木被害も見られたが、予定していた実質1週間の日程はほぼそのまま実施された。

対象となる古墳群は、堺市の百舌鳥エリアに仁徳天皇陵古墳をはじめとする23基、藤井寺、羽曳野両市にまたがる古市エリアに応神天皇陵古墳をはじめ26基が分布する。これら構成資産のほか、古墳群と日本の古墳文化の理解を深める目的で、視察コースには堺市博物館、近つ飛鳥博物館なども含められ、初日にはヘリによる上空からの観察機会も用意された。世界遺産推薦の事務局を担当する大阪府の担当者と3市の文化財専門官が案内役を務め、宮内庁書陵部派遣の方と文化庁の担当調査官らがこれをバックアップした。日本イコモスからは稲葉信子さんと最後の2日間のみ筆者が帯同した。

調査員に期待される第一の使命は、推薦文書への記載内容を現地で確認することであり、次々に疑問質問をたたみかける緩みのない様子は、筆者の知るこれまでの調査員と変わらない。とくに市民のアクセスをきつく制限し宮内庁が徹底してその厳粛さを維持する陵墓の佇まいに感銘を受けたようであった。古墳のオーセンティシティをいかに捉えるべきか、私たちも改めて考えさせられた。

氏の出立前夜には、増井正哉、岡村勝行両理事が加わり、日本イコモスのみとの夕食の場が設けられ、氏およびフィリピン・イコモスとの親睦を深めるよい機会となった。ご配慮いただいた大阪府、文化庁の方々に多謝。



写真 イコモス調査員による百舌鳥・古市古墳群視察(津城山古墳にて)



「ICOFORT国際会議2018in彦根」報告

三宅理一

イコモスの国際学術委員会のひとつ ICOFORT (International Scientific Committee for Fortification and Military Heritage) は、城郭や要塞など広く「軍事」に関わる遺産を扱っているが、その 2018 年度年次会議と学術会議が 10 月 23 日から 26 日にかけて、彦根市で開催された。世界遺産候補の彦根城を擁する彦根市がこの会議を誘致したのも、我が国の近世城郭に光を当て、同時代のヨーロッパやアジアの城塞や城壁都市と対比してその歴史的意味、保護活用のあり方などを広く国際舞台で論じることを意図したからにはほかならない。

初日は「城郭の世界史ーアジア・ヨーロッパ世界と彦根」と題して彦根市民に向けた記念シンポジウムが行われ、安土桃山から江戸初期にかけて一気に花開いた壮麗な天守をもつ我が国の城郭群をヨーロッパや中国・朝鮮の城塞都市と比較して議論が進められた。この時代の国際情勢を反映した大きな動乱、朝鮮出兵と島原天草一揆とが俎上に上ったが、発表者の間で世界の中での日本という視点が反映されたものに違いない。

10 月 24 日から翌日にかけては学術発表となり、古代から 20 世紀にまでおよび「軍事」建築に関し 70 題に及ぶ学術発表を 4 会場に分けて行われた。その中で約 1/4 を占めたのが中世・近世の城郭に関するもので、国内研究者、遺産保護関係者の城郭に関する意識の高さを思わせる内容となっていた。20 カ国に及ぶ発表者の出身でいえば、中国、韓国が多数の発表者を派遣し、レバノンやイラクなど中東諸国がそれなりに多かったのも、欧州・米州大陸を中心とする従来の ICOFORT 会議とは異なった装いを示している。

ホスト役の彦根市は、火縄銃、能狂言、仏壇職人といった井伊家にまつわるさまざまな文物を付帯イベントとして紹介し、城下町ならではの魅力発信に

努めていた。国際会議というコンベンションを盛り上げる舞台仕立てとしては余りあるほどの資産があり、東京などの大都市にはない歴史都市としてのポテンシャルが大いに発揮された。

この会議の内容に立ち入ってみると、十数年にわたる ICOFORT の国際会議の中で日本の城郭が議論の対象になるのは今回が初めての機会であったことを知っていただきたい。実際、日本の城郭は世界の建築史の中では意外と知られておらず、城塞の専門家であるにもかかわらず、今回の参加者の多くが天守閣を寺院と考えていたことがわかり、情報のギャップに驚いたものだ。この分野で国内に相当数の研究者を抱えながら、海外との交流が稀少で、専門的な議論がほとんどなされてこなかったという事実は再考に値する。ICOFORT 年次会議の中では、重要案件である ICOFORT 憲章の草稿作成に加えて、アジア地域、特に中国・韓国・日本を繋いだ共通のプラットフォームをつくり、城郭に関する分類、用語整理、相互の影響関係などに関する共同研究を行っていくことが確認された点も大きな成果であった。

文化庁の組織再編および文化財保存活用大綱等についての説明会報告

山田幸正

2018 年 11 月 8 日 (木) 17 時から 19 時まで、岩波書店一ツ橋ビル地下 1 階会議室 (東京・神保町) において、文化庁政策課・高橋宏治課長と同文化資源活用課・赤間圭祐課長補佐 (文化財総合調整室長) より、文化財保護法の改正に伴い現在検討が進められている文化財保存活用大綱ならびに文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針について、またあわせて本年 10 月より実施された文化庁組織再編について、説明をいただいた。日本イコモス国内委員会側の出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：岡田保良、荻谷勇雅、顧問：前野まさる、監事：赤坂 信、崎谷康文、事務局長：矢野和之、理事：土

本俊和、内藤秋枝ユミイザベル、山田幸正、小委員会主査：伊東 孝、ISC 委員：石崎武志、岩淵聡文、大野 渉、幹事：藤岡麻理子の 15 名で、またそのほかに若干名のオブザーバーが参加した。

まず、赤間室長より、平成 30 年 10 月 18 日に開催された文化審議会文化財分科会企画調査会（第 2 回）と大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会（第 4 回）との合同会議に提出された資料をもとに、その概要が説明された。当該原案は、今後、パブリックコメントに付され、12 月中に再度、企画調査会で検討され、来年年明けには決定される見込みである。

説明の後の質疑応答および意見交換会において、まず都道府県の役割について、「大綱」はおおむね 2019 年度中に策定されることが見込まれており、市町村による「計画」の作成などに対する支援、助言・指導が期待されていることなどが述べられた。また、市町村による地域計画については、歴史文化基本構想などですでに「マスタープラン」的なものがある場合は、それをもとに必要な事項を追加することで作成できるものと考えており、策定指針に基づく基本的な部分はあるが、地域としての独自性は認められることなどが述べられた。これに対して、計画作成を急ぐあまり、「手堅くこじんまりとした」計画となったり、どの町でも「金太郎飴」のような類似の計画しかできないおそれが指摘された。市町村の取り組みに濃淡はでるだろうが、しっかりした議論・検討のうえで、はじめから全域とは言わず段階的にでも計画を策定し、それを順次更新できるように、「変更認定」を柔軟に運用してほしいとの要望も出された。「文化財保存活用区域」の設定と実現目標は世界文化遺産におけるバッファゾーンの考え方に近く、その運用に注目しているとの意見のほか、「支援団体」について、ヘリテージマネージャーを含め、想定される法人組織の資質などで意見が交わされた。また、団体、市町村それぞれにとっての認定の効果についても話題となった。

次に、高橋課長より、京都への移転を見据えて再編された文化庁の新しい組織についての説明がなさ

れた。これまでの長官官房、文化部、文化財部の体制を一新して、分野別タテ割りから機能重視した 9 つの課が併置され、2 つの参事官（担当）が置かれた。すなわち、文化庁全体の総合調整や人事・予算などを統括する「政策課」を筆頭に、文化資源（不動産）の活用等に係る「文化資源活用課」（世界文化遺産や日本遺産なども扱う）、建造物以外の有形文化財の調査・指定等に係る「文化財第一課」、建造物である有形文化財の調査・指定等に係る「文化財第二課」（記念物、文化的景観、伝統的建造物群も扱う）、宗教法人や宗教等に係る「宗務課」、無形・動産である文化資源の活用等に係る「参事官（文化創造担当）」（以上、5 課 1 参事官は 2021 年度までに京都移転の予定）、国会対応や各省庁および独法等に係る「企画調整課」、国際文化交流や国際協力、文化経済戦略等に係る「文化経済・国際課」、国語の改善や普及等に係る「国語課」、著作権の保護や利用等に係る「著作権課」、実演芸術、映画・メディア芸術等に係る「参事官（芸術文化担当）」（以上、4 課 1 参事官は東京）にそれぞれ再編されることとなった。

当該再編については、すでに 10 月の段階で、都道府県および市町村の教育委員会などに説明を終えているが、現状ではいまだに個別に多少混乱が生じている。大きく「保存」と「活用」という機能別に分けたことによるメリットとデメリットなどについて意見が交わされた。「現状変更」について保存のためのものと活用のためのものがあり、それぞれ異なった課と相談することになること、多くの文化財調査官が二つの課にまたがって併任されていることなどの指摘に対して、これまで文化財の分野ごとに課（部屋）で分かれていた調査官が、分野を越えて同じ部屋にいるようになり、その分、組織としての風通しがよくなるとの期待が示された。

このような大きな法律改正、組織再編について、日本イコモスは今後とも注視し、その実施状況について必要な意見表明や提言を続けていきたい。



文化庁50周年への思い

◆文化庁 50 周年に思うこと

西村幸夫

最初にデンケンという耳慣れない言葉を聞いたのは、たしか 1977 年、大学院に進学したてで、奈良県橿原市今井町の調査に参加したころだった。それから今日まで 40 年余り、個々の文化財の保護や歴史を活かしたまちづくり、さらにはおおきな制度設計など様々な局面で文化庁の方々と接してきた。

個人的に特に思い出深いのは、個々のまちの事例を除くと、登録文化財や歴史文化基本構想、そして今年の文化財保護法改正などの制度の曲がり角でいろんな議論に参画したことである。もちろん制度設計そのものは文化庁職員の本来業務であるが、世論の後押しがないと前進は期待できない。海外の類例も日本の制度を相対化するためには欠かせない視点である。こうした側面で幾分か貢献できたのではないかと思考している。また、文化庁の優秀でかつ個性あふれる調査官の方々との付き合いも思い出深い。中央官庁のなかにこれほど一分野に秀でた専門家が数多く、腰を据えて活躍できる場があることは他の国ではそれほど多くはないのではないだろうか。こうした環境を整えてこられたこれまでの文化財保護委員会、そして文化庁の努力に敬意を表したい。

一方で、これからの 50 年を展望するにあたって、外野にいたから見えてくる課題というものもある。

そのひとつに、文化庁には文化政策の専門家といわれるような人が少ないという点がある。文化政策に通じるためには、芸術にしろ文化にしろ、現場で活躍されている方々と信頼関係を築いて、その課題を熟知している必要がある。文化はひとが受け継ぐものであるから、なおさらこうした人的つながりの面は重要である。

ところが、文化庁には文化財保護の専門官は数多くおられるものの、文化政策に精通した事務官が少ないように見える。文部科学省の外局という立場ゆえ、独自の人材育成システムが確立していないから

だろうか。なるべく早い時期に文化省を立ち上げて、文化における総合政策に責任を持つ中央官庁として自立するとともに、文化政策を志す次世代の人たちを登用できる仕組みを組織内に持ってほしいと願っている。

このことは文化庁創設から 3 年後の 1971 年に設立された環境庁が、2001 年に環境省となり、文化庁と比較すると、2018 年度現在、予算額で約 3 倍、定員数で約 11 倍とおおきく差をつけて発展しているのを見ると痛感せざるを得ない。環境省プロパーの専門家も育ってきている。その多くは環境行政を志して環境省の門戸をたたいた人材なのである。環境庁は複数の省庁が統合してできた組織であり、文化庁とは成り立ちが異なるうえ、文化庁は環境庁（環境省）と違って現場事務所というものを持たないので、単純な比較はできないが、すくなくとも両庁は、設立当初の予算規模の面ではそれほど変わりはないはずである。

身内の議論だけでは文化省を造るといった発想は出てこないだろうから、再度の省庁再編が必要なのかもしれない。こんなことを言い出すのも、文化は 21 世紀の日本の生き残り戦略上、必須の項目のひとつだと確信するからである。

◆文化庁ルネッサンスへの期待

崎谷康文

文化庁は今岐路に立っている。文化財保護委員会と文化局の統合により文化庁が発足し、50 年が経過したが、文化国家を築くという目標は、文化庁の並々ならぬ努力にも拘らず、まだ程遠い。

国際社会において名誉ある地位を得るには、知的存在感と文化的存在感のある国に向け、土台となる人造りと国造りに精励しなければならない。ところが、昨今の風潮は、技術革新の推進、産業経済の振興、観光客の誘致など、当面の経済的な利益の獲得が最優先になっており、文化は、儲からなければならない、経済社会の役に立たなければならないというような、誤った考え方が横行している。

文化庁の組織改革と京都への移転が進められてい

る。文化政策の最重要の柱である文化財保護政策を担う文化財部（前文化財保護部）の解体、文化庁の業務の東京と京都への分散は、文化行政の危機をもたらす虞がないとはいいがたい。

それでも、危機は挑戦の機会であると受け止めれば、文化庁は、今こそ文化庁ルネッサンスに取り組むべきである。

文化は、人間一人ひとりの生活に潤いと心の拠り所を与え、民族や地域社会の連帯の基盤を作り、国際社会における国家の存立基盤となる。文化は「それにくるまれていて安らぐもの、楽しいもの」（司馬遼太郎「風塵抄」）であることを原点として、文化政策は構築されなければならない。

国語、宗務、著作権等文化の基盤に関わる施策、文化財保護施策、現代文化の振興等の施策が文化政策を構成する。

文化財保護施策は、文化政策の最も根幹である。明治4年の古器舊物保存方（太政官布告）が出発点であり、昭和25年制定の文化財保護法を中心とする文化財保護の充実強化策が最重要課題である。文化財は国民共通の重要な財産であり、一旦失われると取り返しがつかない。文化財を間違いなく保存し、必要な活用を図ることで、人々が文化財の価値を楽しみ、大切さを知って、守り育てていこうとする機運を高めていかなければならない。文化財保護施策については、引き続き必要な法改正を行い、適切な規制を加えつつ、修理・修復や人材育成等の予算と事業の抜本的・計画的拡充が必要である。

我が国の文化は、西欧その他の文化の影響を受けつつ、柔軟に融合を図って、独自性を維持・発展させている。アニメや漫画なども我が国の誇るべき文化である。特色ある日本文化を内外へ発信することは重要である。

文化財保護施策の対象には必ずしも含まれない、我が国の多様な文化に対しては、表現の自由や創造性が不可欠であることを十分考慮し、制作等の活動支援、顕彰、発表の場の確保など色々な形態による施策の充実が必要である。

文化財保護法に基づく施策は、教育委員会等と連

携し、文化庁が責任を担うべきであるが、広く文化振興については、文化庁が直接行うことを少なくして、芸術文化振興基金、国立劇場、国立博物館などの機能の拡充を図ることが適切である。

文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法となった。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携への配慮が求められ、基本方針ではなく基本計画が制定されることとなった。

文化庁への期待は高まっていると考えたい。経済中心の短絡的な見方が文化政策の推進の妨げになることがないように、むしろ、関連施策が文化の向上に資する役割を果たせるよう、文化庁は、俯瞰的な立場に立つ積極的な文化政策を進めてほしい。時代の進展を踏まえながらも、文化の本来の意義と文化政策の基本理念に立ち返り、原点を大切にすることを基盤として、真の文化国家の確立を図るための文化庁ルネッサンスを進めてほしいと切に願っている。

（平成7年～9年 文化庁文化財保護部長）

◆文化財庭園の現場とともに

尼崎博正

文化庁が発足した昭和43年といえ、私が京都大学農学部を卒業した年にあたる。それまで四手井綱英先生のもとで森林生態学を学んできていたのだが、思うところがあって、京都の植木屋さんへ弟子入り。これが私の文化財庭園と関わる第一歩であるとともに、現場主義に徹する基盤ともなった。

その植木屋さんの番頭をしていたのが玉根徳四郎氏。平成14年に文化庁の選定保存技術保存団体に認定された文化財庭園保存技術者協議会の初代代表（現名誉代表）に推挙された人物である。特別史跡及び特別名勝の鹿苑寺（金閣寺）庭園や同慈照寺（銀閣寺）庭園などの現場で氏の仕事ぶりを目の当たりにしながら学んだことが、私が文化財庭園と向き合う際の貴重な糧となったのである。

また石造美術に目を開かせてくれたのも玉根氏であった。じっくりと自分の眼で“もの”を見ることの大切さを知り、さらに川勝政太郎先生の門を叩き、最



後の弟子として薫陶を受けたのがご縁で、やがて先生が昭和五年に設立された史迹美術同致会の会長を二十年間務めることになる。

森蘊、村岡正両先生との出会いも、植木職人として携わった文化財庭園の保存修復現場であった。当時村岡先生が京大で日本庭園史を講じられていることを知り、それを潜りて聴講したりもしたのだが、図らずも、これが私の本格的な庭園史研究の発端となったのである。

やがて京都造形芸術大学の前身である京都芸術短期大学で教えるようになり、その間に中村一先生、龍居竹之介先生をはじめとする先学の知遇を得て手にした貴重な成果と、全国各地で進行中の文化財庭園の保存修復指導における経験を学生たちへ口伝しながら、今日に至っている。

そして何よりも、文化庁文化審議会第三専門調査会名勝委員会や復元検討委員会、あるいは文化財庭園保存技術者協議会における評議会員としての活動などを通じて、様々な分野の専門家および現場技術者の方々から学んだ事柄ははかり知れない。あらためて深く感謝する次第である。

◆この時代に期待する文化庁による観光立国への貢献

西山徳明

筆者は、1980年代後半より伝統的建造物群保存地区制度に関わる中で、面的に広がる建造物や自然物を景観資源として価値付け、修理・修景・復旧し地域を再生していく考えに、少数優品主義と言われていた文化財保護制度への批判を超える手法としての大きな可能性を感じたのを憶えている。その後の文化的景観や関連文化財群といった文化財の総合的な把握手法の登場には、隔日の感さえ抱く。世界遺産や日本遺産といった制度も、市民運動の中で育まなければ持続性をもたない。まさに文化財保護という営みは、行政や専門家達の掌からあふれ出し、広く社会や市民によって認知され使いこなされてこそ継承される仕組みへと豹変してきている。

そうした重要な潮流がある一方で出てきたのが「文化財の観光資源活用」というここ数年の動きであ

る。従来ではありえなかった文化財建造物の公開やユニークな利用、文化財説明の多言語化、そして何よりも全国の地方地域、津々浦々に潜在する有形・無形、動産・不動産の文化財を指定・未指定に拘わらず観光資源化させようとする政府トップダウン施策の嵐は、過去50年間の文化財保護関係者からすれば青天の霹靂であり脅迫とも映るであろう。しかし確実に予測を現実にしてきたUNWTO（国連世界観光機関）が、2030年の国際観光客到達数を18億人（2017年は13億2,300万人）と推測するに至っては、未来の国際社会で日本が生き残るすべとして、観光立国に舵を切ることを選択の余地はない。

こうした時代の中で文化庁に望むのは、観光や経済の論理に押されて文化財をなし崩し的に開くことではなく、文化財が本来有する本質的価値と観光とをつなぐ「インタープリテーション」に責任を持つことではなかろうか。大切な文化財を息の長い観光商品に活用しようと思えば、本物を用意し真真正正な価値をそこに組み込まねばならない。それは、「そんな難しいこと言うてたらツアーは売れませんよ」という観光系の人間に、「ちょっと黙って聞きなさい。これが大事なんだ」と、本質的価値を正確に、かつ魅力的に伝えることであり、それができるのは、文化財側から価値にコミットしてきた者だけである。いいものを見つけたら自慢したくなる。しかしその自慢の仕方が下手であれば人は理解できない。きちんと説明したら相手は喜ぶ。この快く合理的なあり方を、文化財の観光商品化プロセスの流れに棹を差してでも組み込ませることが、文化庁のみにできる観光立国への貢献であると考え期待する。

◆文化行政を見つめ、伝える

柳澤伊佐男

文化庁の創設からことしで50年。半世紀にわたって文化行政を進めてきた「文化庁」は、社会にどの程度認知されているのだろうか。

それを探るための手がかりを得ようと、文化庁関連の話題が、どの程度マスコミに取り上げられているかを調べてみた。私が普段利用しているデータ



図 「文化庁」関連記事 30 年の推移

ベースを使い、NHK と朝日、読売、毎日の各紙記事（原稿）の中で、「文化庁」の名称が記載されたものが何本あるかを検索した。

1 年毎の本数を調べた結果、去年（2017 年）までの 30 年間で最も多かったのは、2007 年の 3,300 本余りで、ここ数年は 2,000 本前後だった。20 年以上前はすべての記事が登録されていない状況もあり、必ずしも「右肩上がり」に増えてはいなかった（グラフ参照）。

記事が増えた年を見ると、2000 年は旧石器遺跡の「発掘ねつ造」問題、2004 年は高松塚古墳の「壁画劣化」問題、2007 年は高松塚古墳の石室解体などがあった。これらは、社会に影響を与えた「事件」としての要素が強く、記事の本数の動きを見る限り、文化庁の情報発信力・認知度は、情報化が進む中でも、さほど向上していないように思える。

そうした中、文化行政は大きな転換点を迎えている。文化財を観光・地域振興などに活用しやすくするため、文化財保護法を改正して、指定文化財の現状変更など国の権限の一部を市町村に移したり、文化財の保護行政を首長部局でも担当できるようにしたりした。また、「稼ぐ文化」を旗印に、文化関連産業の国内総生産（文化 GDP）を 2025 年までに 18 兆円にするという目標なども打ち出されている。

文化財の積極的な活用を否定するつもりはないが、

組織改編、京都移転などを含め、文化庁の“矢継ぎ早”の対応が気になる。情報発信力・認知度が“いまひとつ”という状況も見られる中、文化庁の一連の施策は、国民にどれだけ支持されているのだろうか。

文化財の「保存」から「活用」に大きく舵を切った文化庁。文化・文化財の報道に携わる一人として、今後の動向をしっかりと見つめたい。

◆文化財行政の今後について－国際的視点から

稲葉信子

1991 年から 2002 年まで文化庁文化財保護部建造物課（当時）に在籍していた。最後の 2 年間は国際機関 ICCROM の政府派遣職員としてアジア・太平洋地域担当のプロジェクトマネージャーを務め、帰国後は東京文化財研究所で国際協力事業に従事し、2008 年から現職である。立場は変わっても、常に国際社会と日本の間に立って、日本の文化財保護の今を海外に伝えることに務めてきた。

1990 年代初めからすでに、最近の文化財保護法改正に至る動きは始まっていた。入庁してすぐに聞いたのは、総合指定という言葉である。近代化遺産、近代和風建築、登録文化財など建造物課が先頭に立って行ってきた仕事には大きいものがある。このところよく頼まれて海外で話すのは、日本の文化財保護の歴史と、その結果としてある日本の行政の現状に



ついてである。

1994年奈良文書は文化の多様性の喧伝が目的ではなかったが（本来の目的は真実性の再定義）、しかしそれが瞬く間に世界各地に広がったのは、当時の世界が求めているもの、文化財保護の世界の底流に流れていたものを拾ったからである。非欧米圏、特に旧植民地国のアイデンティティの再構築に寄与した役割は大きい。

日本の文化財保護の歴史で重要なのは、外国からの影響を受けながらも、自らの社会が求めるニーズに合わせて自力でそれを発展させてきたことである。海外で話すのはこのことである。

文化財保護の仕事は福祉に似たものがあり、資金の調達を含めて行政の役割が大きい。しかもそれは、仕事内容から裁量の余地が大きいものとならざるをえない。地方分権を含めて文化財の仕事の底辺の拡大、社会との連携、そのための制度の透明化が求められる一方で、行政の権限で守る文化財はどうあるべきか、二極化していくもののハンドリングがこれからの課題である。

少し海外に視点を移して、このことを話してみようと思う。文化財への関心が広がって、今では社会学など一般の研究者が文化財を素材に論文を書くようになり、そのための国際学会も生まれている。しかし文化財を研究対象として扱うのと、実際の保護の仕事は異なる。影響する相手が多く、複雑だからである。例えば保存管理の条件、すなわち現状変更の許可の範囲をどこに設定するか、なかなか数量では決められないし、社会の総意ですべて答えを出してもいいものでもない。行政制度がまだ発展途上である国で文化財行政の地方分権、一般社会の参加の重要性を伝えるときに、どのようにそれを話すか常に気を付けている。

以前にインテグリティに関する研究会でこのことを話して、何人かの専門家から共感を得た。ここまではならいい、ここから先に行ったら何も残らないというしきい値の判断が専門家には求められるが、それには経験が必要である。餅は餅屋という諺がつい口から出てきてしまう。世界遺産の審査で特にそれ

を痛感する。

2018年6月文化財保護法の改正で導入された文化財保存活用地域計画の作成には、地方におけるそうした専門家の存在が必要となる。アジア地域における専門家育成のための教育の枠組みに関する事業が並行して進んでいる。すでに日本で進んでいる専門家育成のさまざまな試みが、今回の保護法改正でさらに進んで、国内はもちろん、海外でのいいお手本になることを望んでいる。

◆文化庁 50 周年に寄せて

矢野和之

文化庁ができた頃、私は大学4年生でした。学生の研究会で民家の調査を行って、その後重文に指定された農家を発見しました。戦前からの民俗学的研究手法から実証的な研究方法に変えた結果でした。その後、その研究方法に飽き足らず、集落全体や、その社会的・自然的背景と構造に興味をもち、デザインサーベイ的調査を行いました。その頃ちょうど町並み保存への市民活動も盛んになり、1975年に「伝統的建造物群保存地区」の制度が発足しました。加えて、建物だけではなく広く文化的な景観を保存するために、2005年に「文化的景観」の制度が発足しました。これらは、国土交通省（建設省）の都市計画法や景観法と省庁を越えた協力が必要でした。その後、文化庁、国土交通省、農水省共同所管である「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」ができ、文化庁でも「歴史文化基本構想」の策定が奨励されましたが、本来ならば「歴史文化基本構想」策定の後にアクションプランである歴史的風致維持向上計画を策定して実行に移すべきで、後先になっている例もあります。今回の改正で「文化財保存活用地域計画」が各自治体で策定され、理念的にも実施の上でも上位の計画として機能することを望んでいます。

私は、50年近く文化財の保存・活用の現場で、理念構築、調査、計画策定、設計・監理等とあらゆる分野で仕事を続けてきましたが、記念物課、参事官（旧建造物課）の方々と横断的にかかわりをもってき

ました。建造物の保存修理、史跡の保存整備などの計画・設計を行う中で、文化庁の中でも課によって文化の違いがあることを痛感しました。今後は組織の流動性、トータリティが増すことを望みますし、ぜひ調査官等の技術系の声を汲み上げて実行されることが望まれます。イコモスの活動に参加し、ユネスコ日本信託基金の仕事をして海外の専門家と協働することも経験しましたが、さらなる進化を遂げる必要があります。

私の中では、1970年代のデザインサーベイの経験が生きていますが、当時若く実力不足であったこともあり、私が目指していた文化遺産の調査から地域計画策定や実施へと繋ぐトータルな活動は、30年前に熊本市からの依頼で作成した「歴史回廊都市くまもと」など幾つかを除けば、なかなか難しいことではありました。

文化庁が主導できるように、歴史や文化の価値を本当にわかる建築、土木、都市計画、造園分野などのプランナーや技術者の早急な人材育成が官民にわたって求められます。

最後に政府内では省と庁では大きな差があるとも聞きます。ぜひ文化省への格上げを目指して欲しいと思います。

シンポジウム 「文化遺産国際協力のかたち —世界遺産を未来に伝える日本の貢献—」

岡田保良

主催は文化遺産国際協力コンソーシアムと文化庁。日本イコモスほか国立文化財研究所や多くの民間財団、国際協力機構などが後援し、本年10月8日、日経ホールを会場として開催された。主催者が公表したその趣旨は「文化遺産分野における日本の国際協力の性格や特色、そして現在直面している課題を明らかにするとともに、将来に向けたより良い国際協力のあり方を議論」することで、合わせてコンソー

シアム自身の在り方を確かめる機会にもなった。

会議はコンソーシアム副会長青木繁夫氏による趣旨説明に始まり、基調講演、事例報告、ディスカッションパネルという構成であった。本年4月にコンソーシアム会長に就いた青柳正規氏による基調講演は「国際社会における文化遺産の保護と活用」との演題の下、第2次大戦後の欧州諸国における都市再建、イコモスや世界遺産条約の成立にみる国際協力、日本の参画と各国からの期待という、錯綜する国際社会の趨勢を見つめなおすもので、膨大な借金を抱えて文化行政が機能不全に陥りかねない我が国の現況を戒める一方、文化遺産こそ各国各地域のレゾナントである点に留意し、これまでアジアを中心に大きな貢献を果たしてきた日本の役割をいま一度考えるべき、との主張であった。

事例報告では、以下の通り4者が講演を分担した。

1. 丸井雅子（上智大）：カンボジア和平と世界遺産アンコールの25年—人材養成の歩み—
2. 坂井正人（山形大）：世界遺産ナスカの地上絵に関する保護活動と学術研究
3. 荒仁（国際協力機構）：エジプトでの文化遺産の有効活用に向けて—大エジプト博物館への国際協力の現場から—
4. 山内和也（帝京大）：岐路に立つバーミヤーン文化遺産の保護—未来へ伝えるために—

これらの報告を承け、つづく「日本の国際協力の課題と展望」をテーマとするディスカッションには、上記4者がパネリストとして再登壇した。司会には東京大・松田陽氏があたり、目的を、日本の国際協力への貢献を周知させることと、直面する課題は何か、に絞って各報告と報告者の見解を整理しつつ議論を進めた。その進行は、報告者に対する次なる4つの問いかけから試みられた。第1は各自の事業を他の報告事業に比して欠けていた点について、情報集約の場としてコンソーシアムがプラットフォームとしての役割を果たしうるとの見解が示された。第2は各事業の自ら評価できる点と残された課題について、カウンターパート側組織との連携や人材の定着が共通の話題となった。第3に日本による国際貢献の特



徴が問われ、批判されがちなハコモノ援助も、人材養成拠点として十分評価されるべきという意見に多くが頷いていた。最後に、国際協力の受益者とは誰なのか、という問が加えられ、少なくとも自らも担当する事業による受益者ではないかという自戒ともいえる登壇者の姿勢が印象的であった。

総じて、日本による対外的な文化遺産保護への貢献は、それを担うべき人材と環境の点から、決して楽観できない状況であるとの認識が共有されたのではないか、というシンポジウムであった。

講演会「スペインの木造建築遺産 —その保存と修理」の開催

マルティネス アレハンドロ

2018年10月19日（金）に、スペイン大使館の支援を得て、講演会「スペインの木造建築遺産—その保存と修理」をスペイン大使館で開催した。本講演会では、イコモス木の国際学術委員会委員長ミケル・ランダ氏が、スペインの木造建築遺産を紹介し、現場の経験に基づき、その保存修理の考え方と技法について説明した。さらに、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻・日本建築史研究室の海野聡准教授が、日本における木造建築遺産の保存修理に関して講演した。最後に、会場からの質問も交えて、参加者の間で意見交換が行われた。

ランダ氏はスペインのバスク地方の出身で、建築を専門とし、建築遺産の保存修理設計や現場監督に携わるとともに、ナバラ大学において教育活動を行ってきた。また、2017年にイコモス木の国際学術委員会が発表した「木造建築遺産の保存のための原則」の作成に当たって中心的な役割を果たした。

講演会では、スペインで見られる様々な木造構造物を紹介し、自己の修理の原則を説明した上で、保存修理工事の実例を紹介した。

スペインでは、木の柱・梁を持つ軸組構法の木造建築も存在するが、最も多くみられる木造構造物は、

石や煉瓦の壁を持つ建物の床組と小屋組である。特に、星形の幾何学的な模様を木材を組んで作り上げた装飾的な天井が、ヨーロッパの大工技術とイスラム建築の意匠を融合した、スペインの文化を象徴する独特な構造物である。

ランダ氏はこのような床組・小屋組の修理を行う際、現存する木材を最大限に保存するとともに、各木材が本来持っていた構造的な機能を復活させることを原則としてきた。主な修理技術として、木材の傷んだ部分を切り取り、継木によって補修する方法を取る。実例として、可動式構造を持つ劇場建築の床組みの修理、15世紀の邸宅の床組みと格天井の修理、17世紀の集合住宅の床組の修理が紹介された。

一方、海野氏は、唐招提寺本堂の事例を中心に、日本における木造建築遺産の保存修理に関して説明した。この事例では、建物を一旦完全に分解し、部材の調査および補修を行った上で組み直すという「全解体修理」の方針の下で修理が行われた。日本では、修理の際に綿密な痕跡調査が行われ、これを基に建物の当初の姿およびその後の変遷を解明することができる。さらに近年、年輪年代調査や蛍光X線分析など、科学的な手法を適用した調査によって重要な成果があげられていることなどが紹介された。

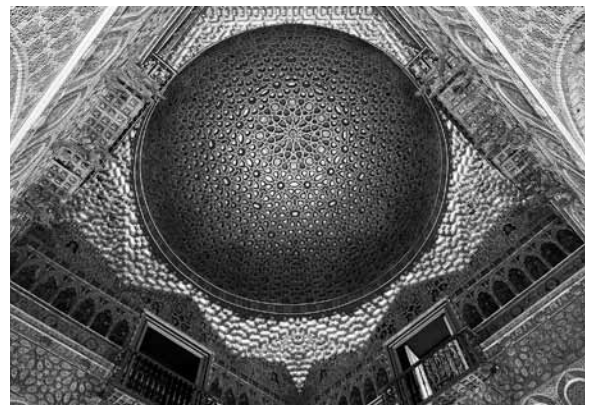


写真1 スペインの木造ドーム天井



写真2 講演会の発表者・参加者

最後に、スペインと日本の比較の観点から、主に「部材の取り替え」と「解体修理」という課題について意見交換が行われた。傷んだ木材の取り替えは、木造建築の修理において世界中で行われているが、取り替え材をオリジナルと同樹種・同品質にし、再利用できない古材を調査し、可能であれば別途保管することによって、取り替えが行われても建物の文化的価値を担保できる、という点で意見が一致した。解体修理については、日本においては、破損状況が深刻で、大きく傾斜・沈下した建物について適用される修理方法である。一方、スペインでは例外的にしか見られない修理方法である。しかし、石や煉瓦の壁を残して、木造の床組みを解体するなど、必要に応じて部分的な解体も行われることがある。

スペインの木造建築遺産とその修理方法は、今までは日本でほとんど紹介されたことがなく、今回 100 人近くの参加者が会場に集まった。今後も、このような交流や情報交換を通じて、文化遺産保存におけるスペインと日本の相互理解を深めていきたい。

石見銀山・大森 第2回町並み討論集会

大國晴雄

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の 14 の構成資産の一つに全国 26 番目の選定である大森銀山重要伝統的建造物群保存地区がある。そこは生きた遺産として住民と行政の取り組みが続いている。

重伝建の選定から 30 年が過ぎ、世界遺産に登録された 11 年前の前後数年にわたる世界遺産ブームを乗り越えた大森の町は、「良いまち」となりつつある。

特にここ数年の移住・定住による若者・子供の増加は成功事例の一つに挙げられることも多いが、いっぽうで世代交代も進み、さて？とする住民もいる。

30 年を振り返り、これからの 30 年を見通し、「良いまち」から「より良いまち」へ、さらに持続可能なまちにしていくためには、保存地区内外の住民が世

代を超え、さらに市職員も加わる議論の場がそろそろ必要だと 30 年前を知る数名が課題を提起した。そこで、27 年前、1991 年に開催された「町並み討論集会」において、住民と行政職員、外部有識者が共に“町並み”や“遺跡”について議論し、以降の町並み保存や世界遺産登録に至る多くのヒントや提言がなされたことが思い起こされた。

この討論集会の理念や成果を引き継ぐと、敢えて第 2 回とした今回は、石見銀山基金による全額助成を得て大森の若い方々や 30 年前を知る筆者ら数名による民間の実行委員会方式で開催することとなった。しっかり討論をし、また次につなげるため、僅か 1 日ではあるが計 11 時間をかけての集会となった。

朝から昼過ぎまで、史跡と重複する部分で実施中の豊栄神社の修理現場、重要文化財熊谷家住宅での、季節による設えを更新し続けるなどの実践、保存修理や新築修景のあれこれ、町並み保存への思いや熱意を実感できる細やかな意匠や工夫などについて見学し、共通理解が出来た。また、世界遺産に関連した整備や民間ガイドの会の活動、観光や観光案内の



写真 1 分散会のグループ発表を聞く参加者



写真 2 分散会の発表者と参加者／宗岡家にて



状況なども担当者の説明により概観でき、保存地区内にある全校11名の小学校や園児数が増えつつある民間運営の保育所も見学できた。

次のリレー発表会では、保存地区になった直後の規制や修理に関する不安、修理技術者の話、町並み保存を契機としたUターンや店の改修がうまくできた話など70名ほどの参加者から特に6名の発言を求め、参加者へ伝えることができた。

基調講演では西村幸夫氏により、「21世紀への大森からのメッセージは何かー世界遺産・町並み・人の暮らしー」と題し、かつてと今の比較をした上で、大森の町並みが極めてユニークであること、加えて未来に向かう時代の曲がり角を曲がった後が見えるところに位置していることなどが話され、大森は「堂々たる日常」をおくることのできるまちであること、そしてそのメッセージを発してもらいたいと話された。

夕方からの分散会では、修復がなった市指定「宗岡家住宅」に5グループ、各々8名ほどが部屋別に車座となり、「今昔・未来」のテーマのもと、老若の住民、市民、行政担当者、外部からの参加者により1時間半にわたり意見が交わされた。

「今昔」については、30年で「変わったこと」、「変わらないこと（大事にしていること）」、町並み保存して良かったこと、失われたもの・こと、特に大森のここが好きだ（嫌いだ）、大森のここが良い（悪い）などが話し合われた。さらに「未来」については、これから10年後の大森でのあなたの暮らし、どう関わりたいか、30年後（世代が変わった時）、大森はどんな「まち」になってほしいか？などについて率直な意見が飛び交った。

今後は、「日中の住民」である保存地区内の2社の社員アンケートや、保育園、小・中学校の保護者など幅広い意見を加え、建造物（空き家）、防災・安全、観光なども含めたまちの未来像に関する提言づくりを目指すことになる。

分散会終了後、宗岡家の土間で行った交流会での熱気あふれ、多様でかつ新しい意見の交換を力として、「町並み保存を進めて良いまちになりました。こ

の良さを続けるには何が必要でしょうか」と討論集会の前に示した命題に対する提言をまとめたいと考えている。

J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS— TOKIO 展覧会・シンポジウム実施報告

長谷川香

2018年9月から10月にかけて、在日フランス大使館とアンスティチュ・フランセ東京、[J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS - TOKIO] 実行委員会の共催により、展覧会「建築家・坂倉準三 パリ - 東京：生き続ける建築」とシンポジウム「建築家・坂倉準三 パリ - 東京：巴里万博日本館の建築精神」が実施された。展覧会とシンポジウムの概要は以下の通りである。

■展覧会／建築家・坂倉準三 パリ - 東京：生き続ける建築

展示期間：2018年9月6日(木)～10月21日(日)

(当初の終了予定日は9月30日、好評につき延長)

会場：アンスティチュ・フランセ東京(旧東京日仏学院)

■シンポジウム／J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS - TOKIO : un esprit du Pavillon du Japon 建築家・坂倉準三 パリ - 東京：パリ万国博日本



写真1 展覧会 パネル展示と映像展示

館の建築精神

開催日：2018年9月25日（火）15:00-18:00

会場：アンスティチュ・フランセ東京（旧東京日仏学院）2階エスパス・イマージ

プログラム：

映像放映①「坂倉準三による無限成長美術館の受容」

基調報告 高階秀爾「坂倉準三がル・コルビュジエから学んだこと」（大原美術館館長／東京大学名誉教授）

基調講演 高階絵里加「日本館の展示について」（京都大学准教授）

映像放映②「パリ万国博日本館の建築精神」

映像解説 山名善之（東京理科大学）＋萬代恭博（坂倉建築研究所）＋曾根巨充（前田建設）

坂倉準三（1901-1969）は、パリで近代建築の巨匠ル・コルビュジエに師事し、1937年のパリ万国博の設計でグランプリを受賞し世界にデビューした建築家である。坂倉はパリにて日仏の建築家・芸術家と交遊を重ね、帰国後、日本におけるモダン・ムーブメントを牽引し、多様な建築作品を生み出すとともに、数多くの建築家を育てた。

図面や模型をはじめとする坂倉の膨大な建築資料は、文化庁国立近現代建築資料館に第一号収蔵資料として寄贈され、2013年に「人間のための建築—建築資料にみる坂倉準三」展（文化庁主催）が開催された。そして、パリ万国博覧会から80周年にあたる2017年には、フランス・パリにて「JUNZÔ SAKAKURA



写真2 シンポジウム 高階秀爾氏による基調講演の様子

- UNE ARCHITECTURE POUR L'HOMME」展が開催され、坂倉とその作品に対する世界的な関心が高まっている。

そして、展覧会会場となったアンスティチュ・フランセ東京（旧東京日仏学院）は、坂倉の設計により1951年に竣工し、以後、日仏の教育、文化、芸術活動の交流の場として重要な役割を担い続けてきた。築70年を前に、2019年には建物の老朽化やスペース不足を解消するため、増改築工事が実施される予定である。時代のニーズに応じて新しい要素を取り入れながら、今後も坂倉の建物は使い続けられていく。このような発想は、建物の文化的・歴史的価値を尊重し、保存・活用していくというフランス文化の精神に根ざしたものであると同時に、多くのモダニズム建築が解体の危機に瀕している日本において、今後、ますます議論されるべきテーマである。

こうした背景のもと、展覧会では、日仏の文化交流という観点から、坂倉の代表作であるアンスティチュ・フランセ東京（旧東京日仏学院）の歴史と建物に焦点をあて、家具から都市にまでおよぶ坂倉の幅広い活動を紹介した。原資料の展示は家具のみで、パネルと映像作品を中心とした展示であったが、アンスティチュ・フランセの利用者を中心に多くの来場者が集まり、好評を得た。とくに建物のエントランスでは、坂倉準三設計の椅子に実際に座りながらじっくりと映像作品を鑑賞する人の姿が数多く見られた。

そして、日本館をテーマとしたシンポジウムでは、美術史、建築史の観点から高階秀爾氏、高階絵里加



写真3 シンポジウム 質疑応答の様子



氏よりご講演いただくとともに、本邦初公開となる日本館の再現映像を上映し、実行委員会が映像解説を行った。ル・コルビュジエが構想し、坂倉準三が継承、発展させた「無限成長美術館」というコンセプトや、これまで詳細に検証されてこなかった日本館内部の展示品について、約3時間にわたって非常に有意義な議論が展開された。また、会場からは多くの質疑が寄せられ、坂倉のデビュー作である日本館に対する関心の高さを改めて確認することができた。なお、本シンポジウムの内容をまとめた書籍『パリ万国博日本館』がEchelle-1より近日中に出版予定である。

今回の展覧会とシンポジウムは、坂倉の建築作品を実際体験できるという大変恵まれた環境での開催であり、2020年のアンスティチュ・フランセの増改築工事を前に、次の世代へと継承していくべき建物の文化的・歴史的な価値を再確認し、「生き続ける建築」としての坂倉作品の魅力を発信する貴重な機会となった。こうしたプロジェクトが契機となり、他の多くのモダニズム建築が「生き続ける建築」として活用されていくことに期待したい。

(東京藝術大学・「J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS – TOKIO」実行委員会)

新入会員の声

【個人会員】

大島 一朗

私は、産業考古学会などで、主として鉄道関係の産業遺産の調査ならびに保存利活用を推進してきた。このたび光栄にも日本イコモス国内委員会に加わる機会を得たことに感謝すると同時に、更に文化遺産保護に貢献できる機会があることを期待している。今後、会員各位との積極的な関わりを通じ、世界文化遺産を含めたより広い分野でグローバルな情報を得て、自らも貢献できるよう微力を尽くしたい。

向井 純子

2001年以降ブータン社会に暮らし、国の発展と社会の大きな変化のなかで、文化遺産は人々のためにどうあるべきか、現状変更を善とする聖俗の思想とどう向き合って文化遺産を管理していくのか、内務文化省文化局の同僚らと試行錯誤を続け、16年を経た。昨年帰国した後もブータンの文化遺産保存のための活動を続けているが、今後はより広い視点からも文化遺産の管理と活用を考えていきたいと思っている。

事務局日誌

(2018年8月8日～2018年11月8日)



- 8/8 筑波大学大学院自然保護寄附講座事務局より「世界遺産シンポジウムポスター」を受領。
- 8/21 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、「J. SAKAKURA ARCHITECTE PARIS - TOKIO」実行委員会に送付。「[展示] 建築家・坂倉準三 パリ - 東京：生き続ける建築、[シンポジウム] 建築家・坂倉準三 パリ - 東京：パリ万国博日本館の建築精神」へ後援名義の使用を承諾した。
- 8/27 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、文化遺産国際協力コンソーシアムに送付。文化遺産国際協力コンソーシアムシンポジウム「文化遺産国際協力のかたち—世界遺産を未来に伝える日本の貢献—」へ後援名義の使用を承諾した。
- 8/31 縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局より「平成30年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議（国際的合意形成促進事業）実施報告書」を受領。
第3回定例会議を実施。
- 9/15 第3回拡大理事会・研究会を実施。
- 9/18 日本イコモス国内委員会の共催名義ご使用について（回答）を、京都工芸繊維大学大学院に送付。「[建築都市保存再生学特別研究会]（仮）20世紀建築遺産の積極的保存活用に向けて—民間の設計者は文化遺産の保存活用に如何に貢献すべきか—」へ共催名義の使用を承諾した。
山口県岩国市錦帯橋が日本イコモスパートナーシップ施設に参加。
- 9/28 日本イコモス国内委員会の共催名義ご使用について（回答）を、新潟県教育庁文化行政課に送付。「佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会「佐渡金銀山の価値を世界へ（仮）」」へ後援名義の使用を承諾した。
東京文化財研究所保存科学研究センター近代文化遺産研究室より「未来につなぐ人類の技^⑩ 鉄構造物の保存と修復」を受領。
- 10/9 日本イコモス国内委員会の共催名義ご使用について（回答）を、武庫川女子大学生生活環境学部建築学科に送付。「講演会シリーズ「シルクロードの文化と建築」第9回：ストゥーバく仏塔＞信仰の文化」へ後援名義の使用を承諾した。
日本イコモス国内委員会の共催名義ご使用について（回答）を、武庫川女子大学生生活環境学部建築学科に送付。「講演会シリーズ「わが国の近代建築の保存と再生」第20回：21世紀に蘇る辰野金吾の建築」へ後援名義の使用を承諾した。
- 10/30 東京文化財研究所より「TOBUNKEN NEWS 2018 no.67」「2018 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 概要」「東京文化財研究所年報 2017」を受領。
- 11/8 ユネスコ・アジア文化センターより「ACCU news No.406」を受領。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（三浦基裕）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 鴻池組（篤田守弘）

株式会社 プレック研究所（杉尾大地）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（中村 仁）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（青田嘉光）

株式会社 ゴールデン佐渡（浦野成昭）

ANA セールス株式会社（宮川純一郎）

國富株式会社（國富將嗣）

富士急行株式会社（堀内光一郎）

公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館（山本 修）

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター（南 哲行）

群馬県（大澤正明）

株式会社 トータルメディア開発研究所（澤田敏企）

教育遺産世界遺産登録推進協議会（高橋 靖）

（敬称略・順不同）

●日本イコモス国内委員会

【第10期 執行部メンバー】（順不同）

委員長
副委員長

理事

監事

顧問
事務局長

国際イコモス会長

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会 委員長

【幹事】

第4小委員会 / 日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会
第4小委員会
第6小委員会
第8小委員会
第19小委員会
事務局
法人化
広報
EP（若手専門家）

西村 幸夫
岡田 保良
苅谷 勇雅
前田 耕作
尼崎 博正
石川 幹子
稲葉 信子
岡村 勝行
岸本 雅敏
土本 俊和
友田 正彦
内藤秋枝 ユミザベル
花里 利一
増井 正哉
益田 兼房
宗田 好史
山田 幸正
山名 善之
崎谷 康文
赤坂 信
前野 まさる
矢野 和之

河野 俊行

苅谷 勇雅

藤岡 麻理子
山内 奈美子
小寺 智津子
森 朋子
アレハンドロ マルティネス
舘崎 麻衣子
尾谷 恒治
狩野 朋子
山田 大樹

【小委員会主査】

第1小委員会（憲章）
第4小委員会（世界遺産）
第6小委員会（鞆の浦）
第7小委員会（観光と交通問題）
第8小委員会（パッファゾーン）
第9小委員会（朝鮮通信使）
第10小委員会（彩色）
第11小委員会（歴史的都市マスタープラン）
第12小委員会（技術遺産）
第13小委員会（眺望及びセッティング）
第14小委員会（20世紀建築）
第15小委員会（水中文化遺産）
第16小委員会（コンサベーションアーキテクト）
第17小委員会（遺産保全のための地盤および基礎）
第18小委員会（文化的景観）
第19小委員会（リコンストラクション）
第20小委員会（ブルーシールド）
第21小委員会（彦根 IcoFort）

藤井 恵介
岡田 保良
河野 俊行
苅谷 勇雅
崎谷 康文
三宅 理一
窪寺 茂
山崎 正史
伊東 孝
赤坂 信
山名 善之
池田 榮史
矢野 和之
岩崎 好規
石川 幹子
河野 俊行
崎谷 康文
三宅 理一

日本イコモスパートナースHIP参加施設

岩手県：毛越寺、中尊寺／群馬県：富岡製糸場／東京都：国立西洋美術館／富山県：相倉民俗館 1号館・2号館、五箇山塩硝の家、五箇山民俗館／長野県：茅野市尖石縄文考古館、松本城／岐阜県：和田家／愛知県：犬山城／滋賀県：彦根城、彦根城博物館／京都府：二条城、仁和寺、舞鶴市立赤れんが博物館、舞鶴引揚記念館／大阪府：堺市博物館／兵庫県：姫路城／奈良県：薬師寺／島根県：石見銀山資料館、石見銀山世界遺産センター、国指定重要文化財熊谷家住宅、武家屋敷旧河島家／広島県：厳島神社、太田家住宅／山口県：錦帯橋

■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各 ISC の日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCCL	○大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	○三宅 理一
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一・苅谷 勇雅
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○大貫 美佐子・稲葉 信子・内藤秋枝 ユミザベル
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAFI	○河野 俊行・八並 簾
Mural (Wall) Paintings	ISCMP	
Places of Religion and Ritual	PRERICO	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	○石崎 武志・西浦 忠輝
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○内藤秋枝 ユミザベル・西村 幸夫・赤坂 信
International Training Committee	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○岩淵 聡文・池田 榮史・木村 淳
Vernacular Architecture	CIAV	○山田 幸正・大野 敏・前野 まさる・赤川 夏子・小林 広英
Wood	IIWC	○土本 俊和・渡邊 保弘・佐々木 健
20th Century Heritage	ISC20C	○豊川 斎赫・山名 善之・田原 幸夫・鯉坂 徹
Industry Heritage	IH	松浦 利隆

● ICOMOSとは

ICOMOS は、1964 年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて 1965 年に設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2018 年 11 月時点で、参加国は 110 カ国を数え、会員は 9,500 人以上にのぼっています。29 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2018 年 9 月現在、会員 469 名、維持会員 18 団体、団体会員 3 団体、学生会員 2 名によって構成されており、これまでに専門的な調査研究を行う 21 の小委員会を設置してきました。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会などの開催や会報の発行を行っています。



ICOMOS JAPAN INFORMATION

Vol.10, No.12 12 December 2018

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

Japan ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>